

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害情報の収集・連絡活動

(全部局)

第1 基本方針

災害が発生した場合、各防災関係機関は直ちに災害時における被害状況の調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行う。調査における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は次による。

第2 活動の内容

1 報告の種別

(1) 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、又は大量の119番通報等異常と思われる事態が発生したときは直ちにその概況を報告する。

(2) 被害中間報告

被害状況を収集し、逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更があった場合は、その都度変更を報告する。

(3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

2 被害状況等の調査と調査責任機関

(1) 被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。

(2) 市は、被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとする。

(3) 市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報収集に特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

(4) 特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

調査事項	調査責任機関	協力機関
概況速報	市、北アルプス広域消防本部	関係現地機関
人的及び住家の被害	本部	地域振興局

調査事項	調査責任機関	協力機関
・高齢者等避難 ・避難指示・緊急安全確保等避難状況	市、北アルプス広域消防本部	地域振興局
社会福祉施設被害	施設管理者	大町保健福祉事務所
農・畜・水産業被害	市	農業農村支援センター、家畜保健衛生所、食肉衛生検査所、水産試験場、大北農業協同組合、農業共済組合
農地、農業用施設被害		地域振興局、土地改良区
林業関係被害	市、地域振興局、森林管理署	北アルプス森林組合
公共土木施設被害	市、大町建設事務所、地方整備局関係機関、犀川砂防事務所、土尻川砂防事務所	
土砂災害等による被害	市、北陸地方整備局松本砂防事務所、大町建設事務所、犀川砂防事務所、土尻川砂防事務所	
都市施設被害	市	大町建設事務所
水道施設被害		地域振興局
廃棄物処理施設	市・施設管理者	
感染症関係被害	市、北アルプス広域連合	大町保健福祉事務所
医療施設関係被害	施設管理者	大町保健福祉事務所
商工関係被害	市	地域振興局、大町商工会議所、商工会
観光施設被害		地域振興局
教育関係被害	設置者、管理者、市	中信教育事務所
県有財産被害	県関係機関	
市有財産被害	市	
公益事業関係被害	鉄道、通信、電力、ガス等関係機関	地域振興局
警察調査被害	大町警察署	市町村、警備業協会
火災速報	北アルプス広域消防本部	市
危険物等の事故による被害		
水害等情報	水防関係機関	

3 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、次表のとおりとする。

項目	判定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。
重傷者、軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのもの。
住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

項目	判定基準
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家全壊 (全焼、全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。
一部損壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床から上に浸水したもの、及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないもの。
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したもの。
田畑流出	田畑の耕土が流出し、田畑の原形を留めない程度のも。
田畑埋没	土砂が堆積し、田畑の原形を留めない程度のも。
冠水	作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かった場合。
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。
罹災者	罹災世帯の構成員。

4 災害情報の収集・連絡系統等

(1) 報告様式

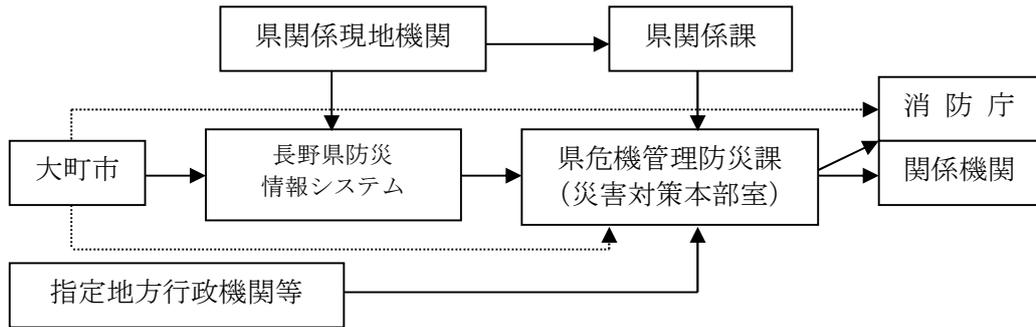
被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、資料編、3 災害情報の収集・連絡関係、資料3-1 被害状況報告等の様式のとおりとする。

(2) 連絡系統

被害状況等の収集・連絡系統は、次の図によるものとする。

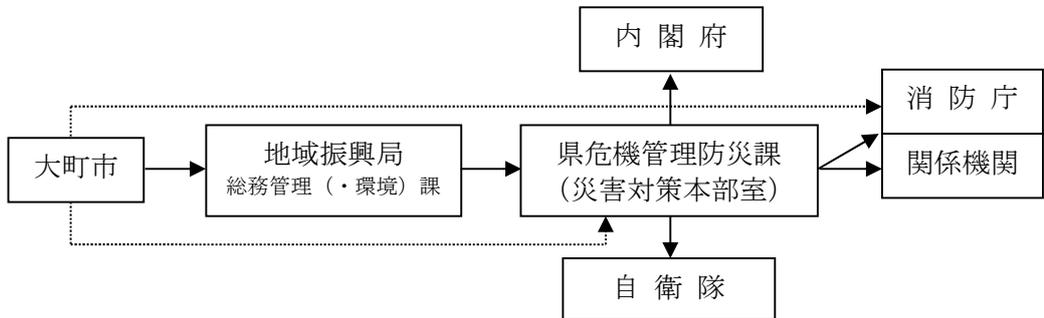
ただし、緊急を有する場合、市は直接県関係課に報告し、その後において地域振興局等の機関に報告する。

- ア 概況速報（様式第1号）長野県防災情報システム クロノロジーを使用
 （消防庁への速報は、消防庁第4号様式（その1）（表21の2））
 人的被害、住家被害に関するもの及び集落の孤立を伴う交通情報を中心に報告する。



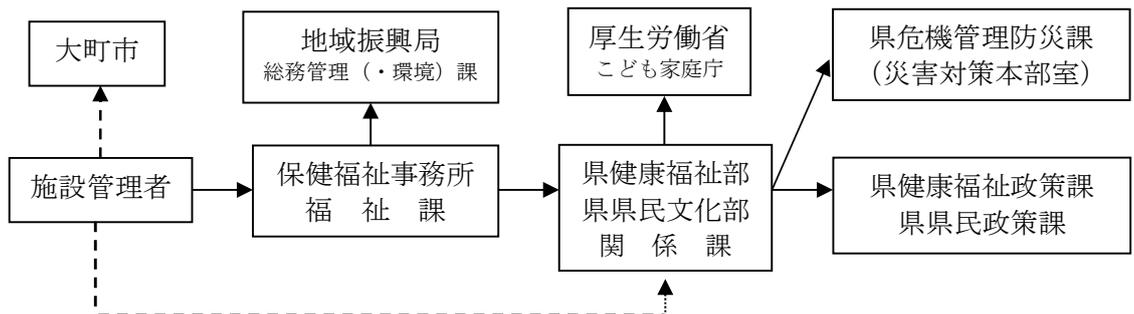
- イ 人的及び住家の被害状況報告（様式第2号又は消防庁第4号様式（その2）（表21の3））

高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況報告（様式第2-1号又は長野県防災情報システムにより報告）



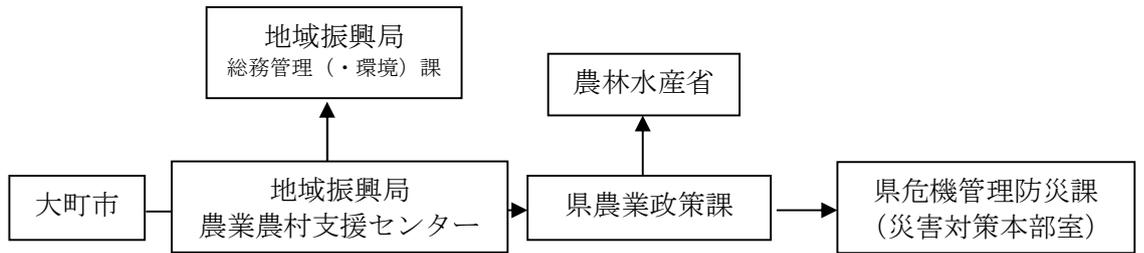
- ※ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者等の住民登録の対象外の者は直接または必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県危機管理防災課（災害対策本部）にも連絡する。

- ウ 社会福祉施設の被害状況報告（様式第3号）

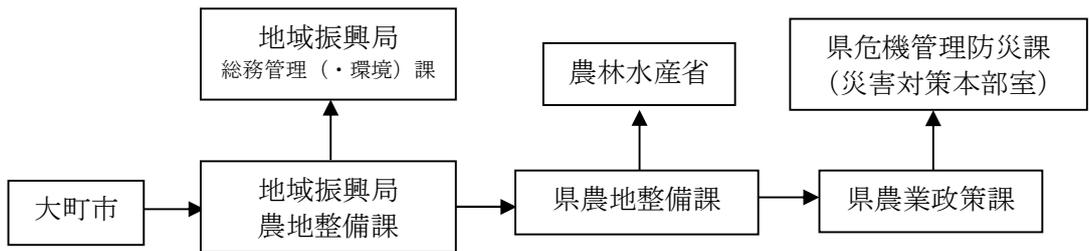


エ 農業関係被害状況報告（様式第5号）

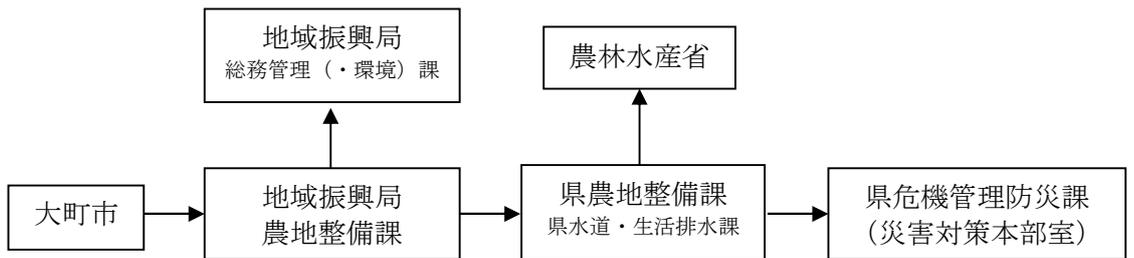
（ア）農・畜・養蚕・水産業被害状況報告



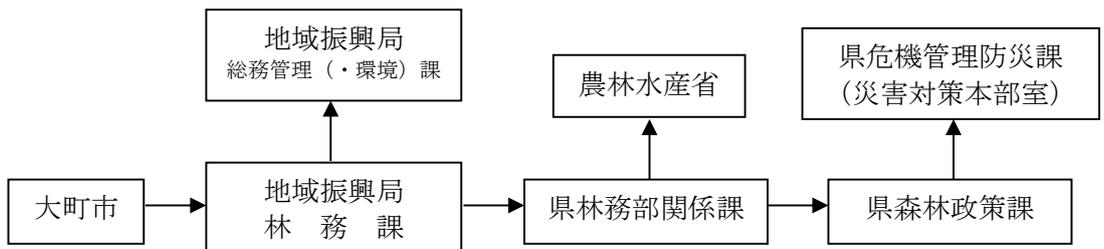
（イ）農地・農業用施設被害状況報告（農業集落排水施設を除く）



（ウ）農業集落排水施設被害状況報告

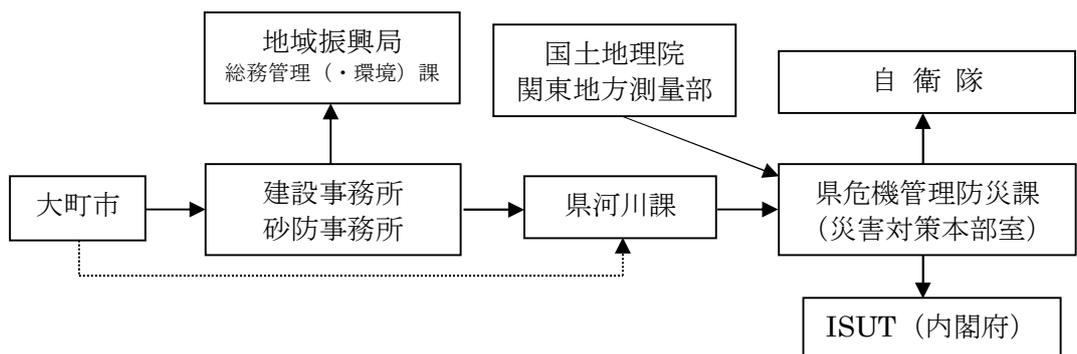


オ 林業関係被害状況報告（様式第6号）

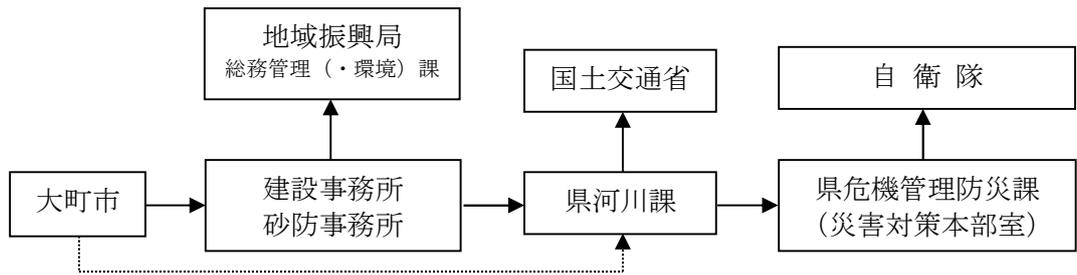


カ 土木関係被害状況報告

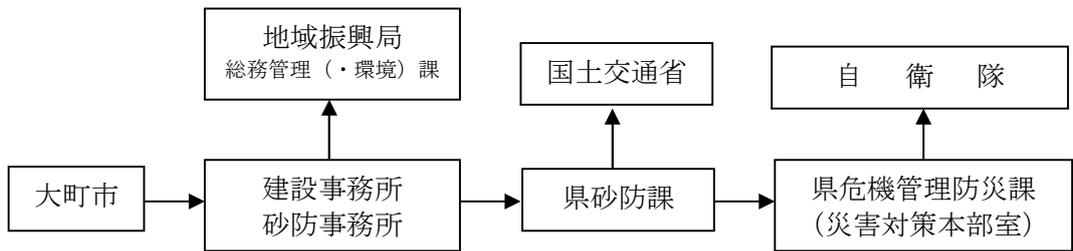
（ア）県管理河川の氾濫箇所 地図若しくはGIS



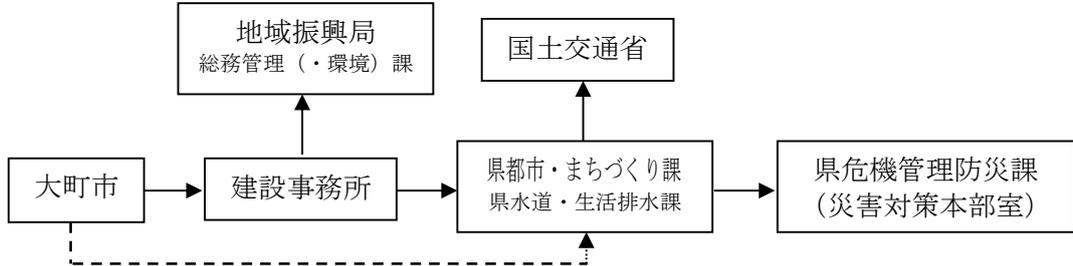
(イ) 公共土木施設被害状況報告等 様式7号



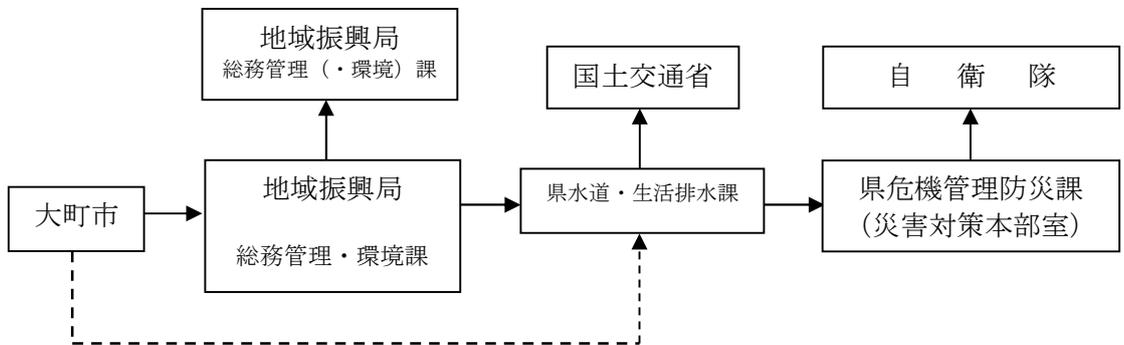
(ウ) 土砂災害等による被害報告 地図若しくはGIS又は様式7号



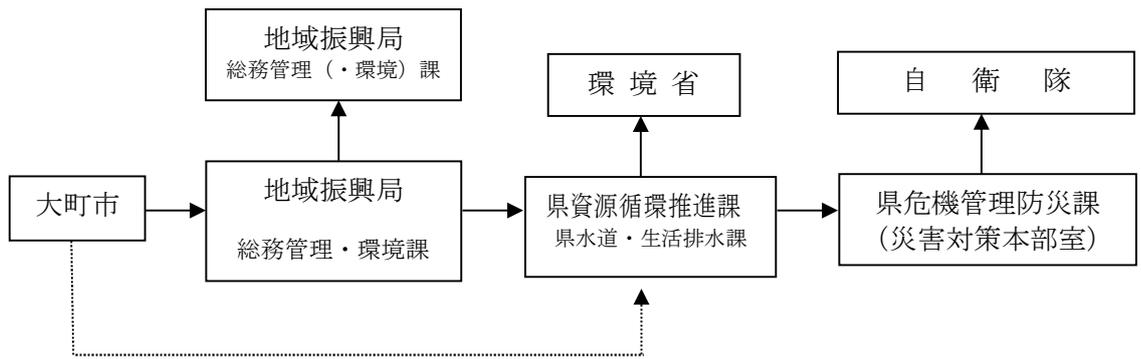
キ 都市施設被害状況報告（様式第8号）



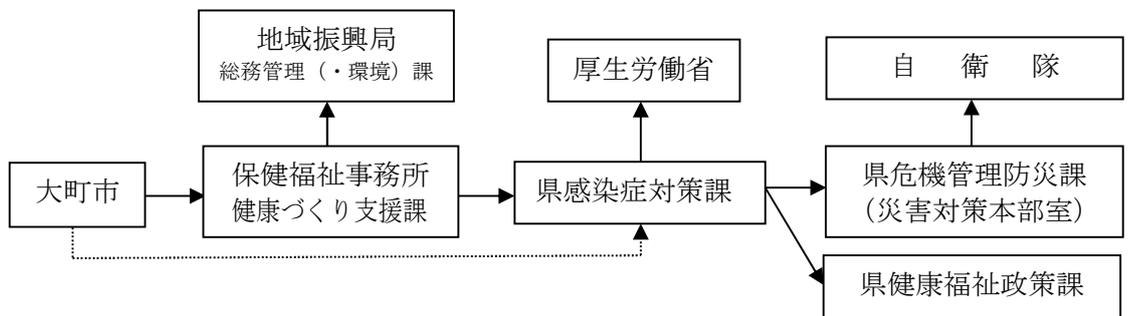
ク 水道施設被害状況報告（様式第9号）



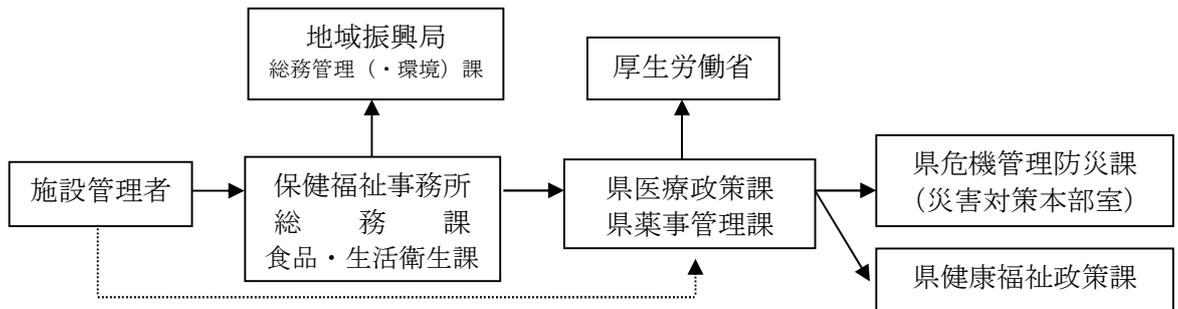
ケ 廃棄物処理施設被害状況報告（様式第10号）



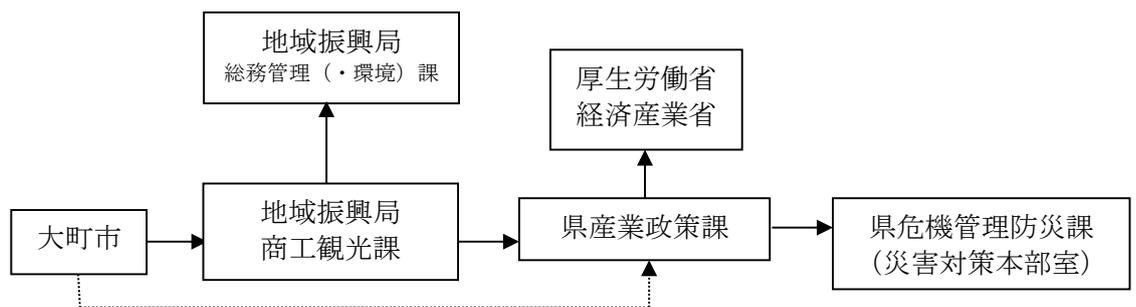
コ 感染症関係報告（様式第11号）



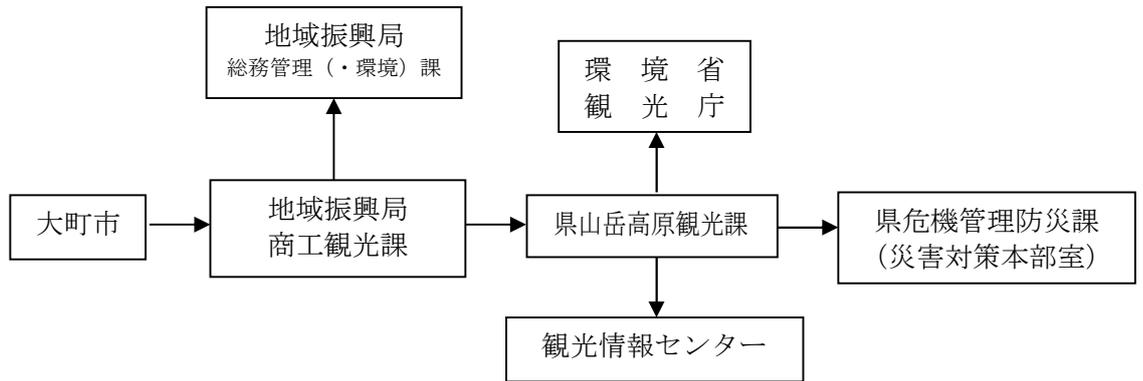
サ 医療施設関係被害状況報告（様式第12号）



シ 商工関係被害状況報告（様式第13号）

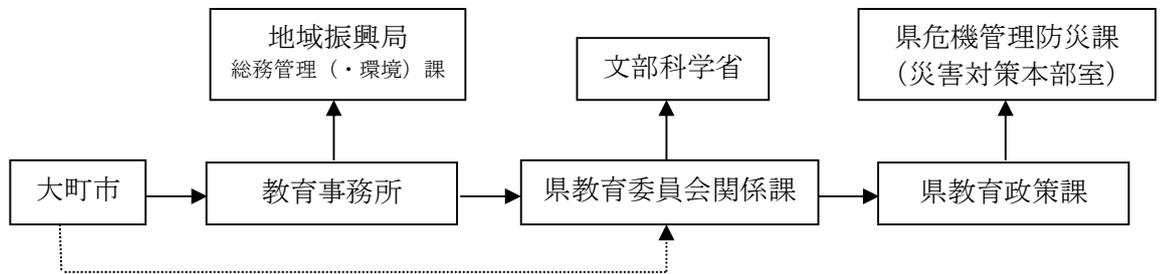


ス 観光施設被害状況報告（様式第14号）

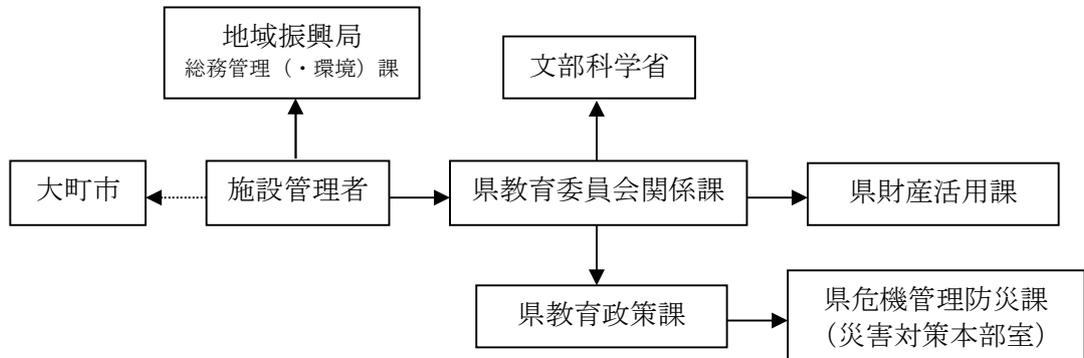


セ 教育関係被害状況報告（様式第15号）

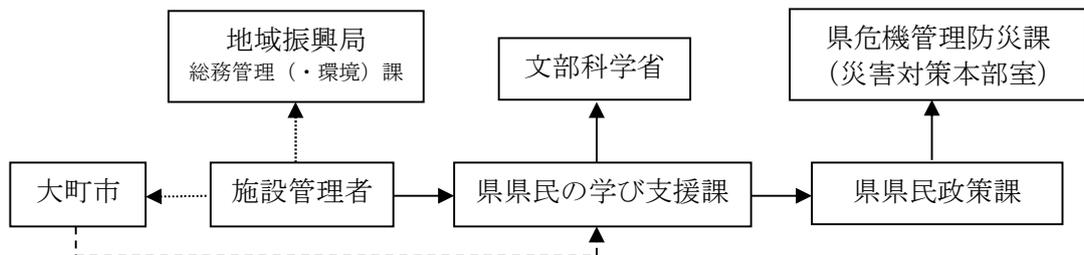
（ア）市町村施設



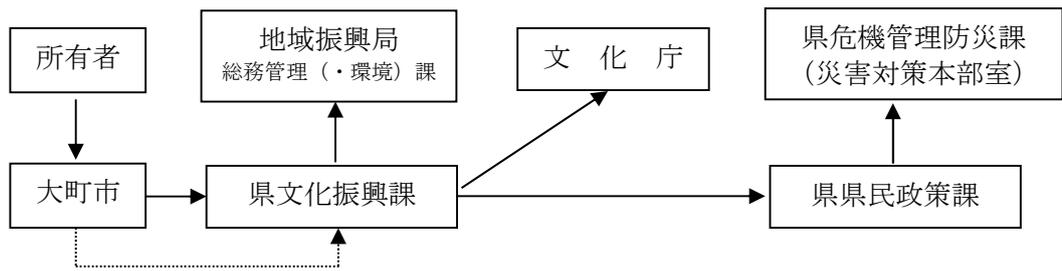
（イ）県施設



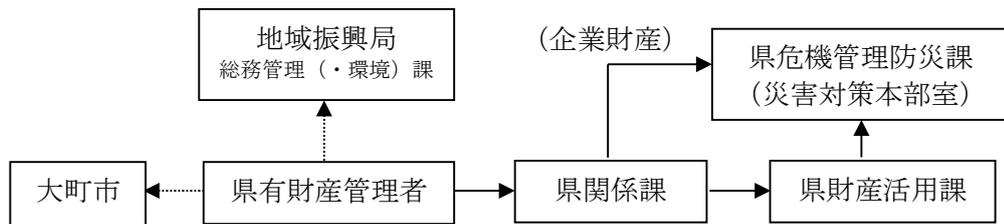
（ウ）私立施設



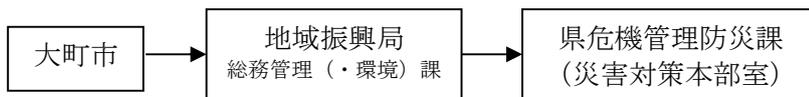
(エ) 文化財



ソ 県有財産（企業財産を含む）被害状況報告（様式第16号）

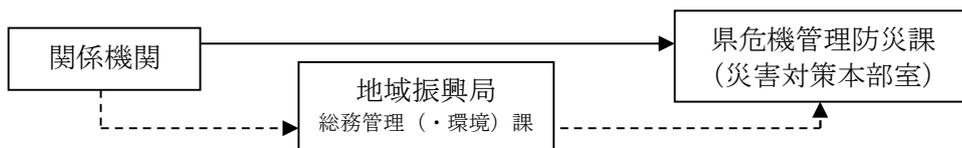


タ 市町村有財産の被害状況報告（様式第17号）



注：他の報告系統に含まれない施設についてのみあげること。

チ 公益事業関係被害状況報告（様式第18号）

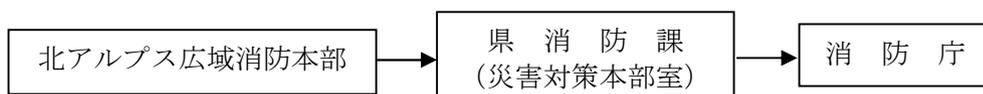


※ 破線は地域振興局への連絡系統が確立されている公益事業関係機関から報告の場合

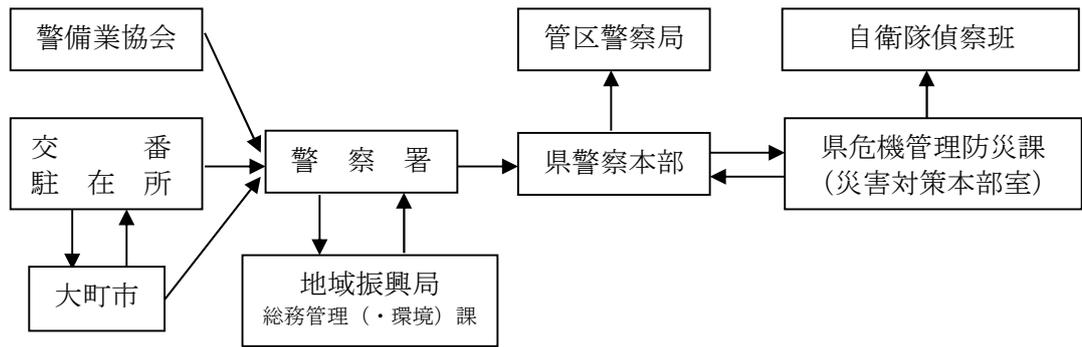
ツ 火災即報



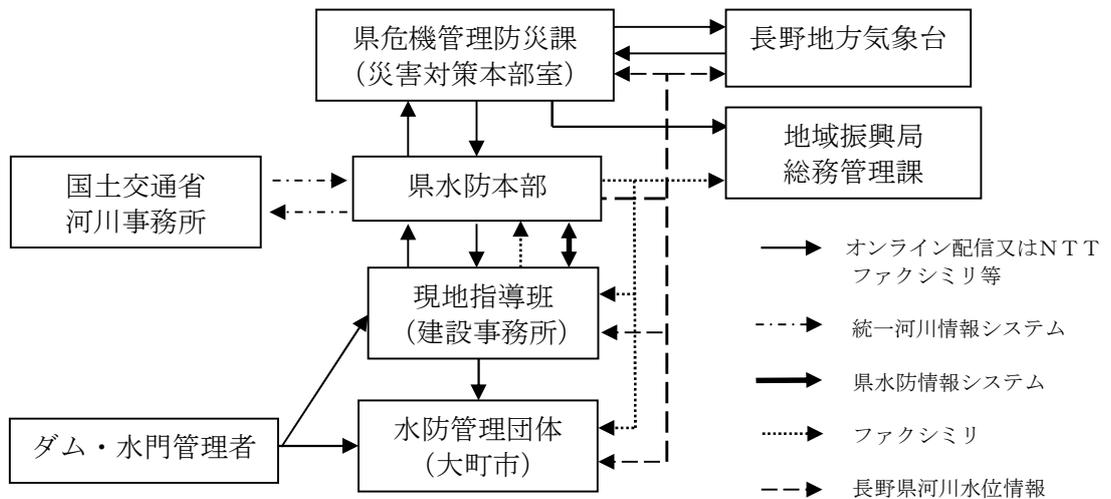
テ 火災等即報（危険物に係る事故）



ト 警察調査被害状況報告（様式第20号）



ナ 水防情報（雨量・水位の通報）



(3) 関係機関における実施事項

関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。

- ア 被害状況等を調査し、本節に定める事項に従い、関係機関等に対し報告する。
- イ 市における対応のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難と認められる場合は、地域振興局に応援を求める。
- ウ 県庁の被災、通信の途絶等により、県関係課との情報連絡がとれない場合は、総務省消防庁に直接被害状況等の連絡を行う。この場合の対象となる被害は、次のとおりとする。
 なお、県への情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常の系統に戻すものとする。

【 県地域防災計画（抜粋） 】

危機管理防災課は、各課及び関係機関の被害状況等を取りまとめ、速やかに国（総務省消防庁）、その他関係機関に報告するとともに、別節災害広報計画により報道機関に発表する。

- (a) 県において災害対策本部を設置した災害
- (b) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害

(c) (a)又は(b)に定める災害になる恐れのある災害
なお、国への報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領
(昭和45年4月10日付消防防第246号)及び火災・災害等即報要領
(昭和59年10月15日付け消防災第267号)により行う消防庁への
報告と一体的に行う。

5 情報通信手段の確保

防災関係機関は、災害発生後、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行うものとする。また、支障が生じた施設が復旧されるまでの間は、防災行政無線、又は航空機、無人航空機、高所監視カメラ等による目視・撮影、衛星携帯電話、トランシーバー等の各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

- (1) 災害共情報の共有ならびに通信手段確保のため市同報系防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図る。
- (2) 災害共情報の共有ならびに通信手段確保のため移動系防災行政無線、消防団無線、衛星携帯電話等各種移動無線通信機器の活用を図る。
- (3) アマチュア無線クラブ等に対し、支援活動を要請する。
- (4) 必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

第2節 非常参集職員の活動

(全部局)

第1 基本方針

防災関係機関は、市の地域に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに各機関の防災に関する計画の定めるところにより活動体制に万全を期す。

この場合において、それぞれの機関は、その組織、機能の全力をあげて災害応急対策活動を実施する。

第2 主な活動

災害発生のおそれがあるとき又は災害が発生したときは、職員の安全の確保に十分配慮した迅速に配備するとともに、災害の状況により災害対策本部を設置する。

第3 活動の内容

1 市の責務

市の地域に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、地域防災計画及び受援計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

2 活動体制

災害応急対策に対処するため、状況に応じ次の配備体制をとる。

配備体制	活動内容	活動期間	活動開始基準
警戒準備	<ol style="list-style-type: none"> 危機管理課職員による情報収集・伝達を行う。(警戒体制へ移行するための事前対策) 総務部長が必要と認めた場合、部内職員を増員する。 	<ol style="list-style-type: none"> 右の基準に該当したときから、注意報等が解除されたときまで。 総務部長が配備の必要ないと認めたときまで。 他の体制に移行したときまで。 	<ul style="list-style-type: none"> ○大雨注意報等の注意報発表時 ◎暴風雪、大雪、暴風、大雨、洪水警報発表時 ◎市内に震度4の地震が発生した場合 ○災害が発生する恐れがあり、総務部長が必要と認めた場合
	<p>【登庁範囲】 危機管理課職員 ※大雪警報発表時で、災害の恐れがない場合は、当面の間宿日直対応とする。</p>		
警戒体制	<ol style="list-style-type: none"> 災害発生前の体制で、各部局連絡網の確認、情報収集等を行う。 災害関係課等の職員により、円滑に情報収集活動を行う。 	<ol style="list-style-type: none"> 右の基準に該当したときから、警報等が解除されたときまで。 総務部長が配備の必要ないと認めたときまで。 他の体制に移行したときまで。 	<ul style="list-style-type: none"> ○上記基準の状況下で災害の発生が予測され、総務部長が必要と認めた場合 ○土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報発表時

	【 登庁範囲 】 危機管理課職員 道路、河川等の巡視等に必要な職員		
非常体制	<p>1 災害発生直前又は発生後の体制として、警戒体制を強化し、情報収集を行い、応急体制の準備を整える。</p> <p>2 事態の推移に即応し、速やかに災害対策本部を設置し、情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動を円滑に実施する。</p>	<p>1 右の基準に該当したときから、警報等が解除されたときまで。</p> <p>2 市長が必要ないと認めたときまで。</p> <p>3 他の体制に移行したときまで。</p>	<p>○次のいずれかの状況下で市長が必要と認めた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴風、暴風雪、大雨、洪水、大雪警報発表時 ・長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報の発表に関する情報の事前提供があった時 ・災害が発生した場合 ・激甚な災害が発生する恐れがある場合 <p>◎大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報発表時</p> <p>◎市内に震度5弱及び5強の地震が発生した場合</p>
	【 登庁範囲 】 全課の係長以上		
緊急体制	<p>1 災害発生後の体制として、非常体制を強化し、広域的又は大規模災害に対処する体制とする。</p> <p>2 市の組織及び機能の全力をあげて対処する体制とし、所要人員は各所属職員全員とする。</p> <p>3 災害の推移により必要な人員体制を構築する。</p>	<p>1 右の基準に該当したときから、市長が必要ないと認めたときまで。</p> <p>2 他の体制に移行したときまで。</p>	<p>○大規模な災害が発生した場合、市内全域にわたり大規模な災害の発生する恐れがある場合等で市長が必要と認めた場合</p> <p>◎市内に震度6弱及び6強以上の地震が発生した場合</p> <p>◎東海地震注意・予知情報が発表された場合</p> <p>◎東海地震が発生した場合</p>
	【 登庁範囲 】 全職員		

※ 活動開始基準の◎は、招集指示によらず参集する場合の基準

※ 東南海・南海地震については、過去の発生の事例から両地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数日の時間差をおいて連続発生することが考えられるため、県内で観測された震度が3未満の場合でも「警戒体制」をとることとし、県等への情報収集の結果、必要に応じ「非常体制」又は「緊急体制」とする。

3 職員の参集及び伝達

(1) 参集及び伝達方法

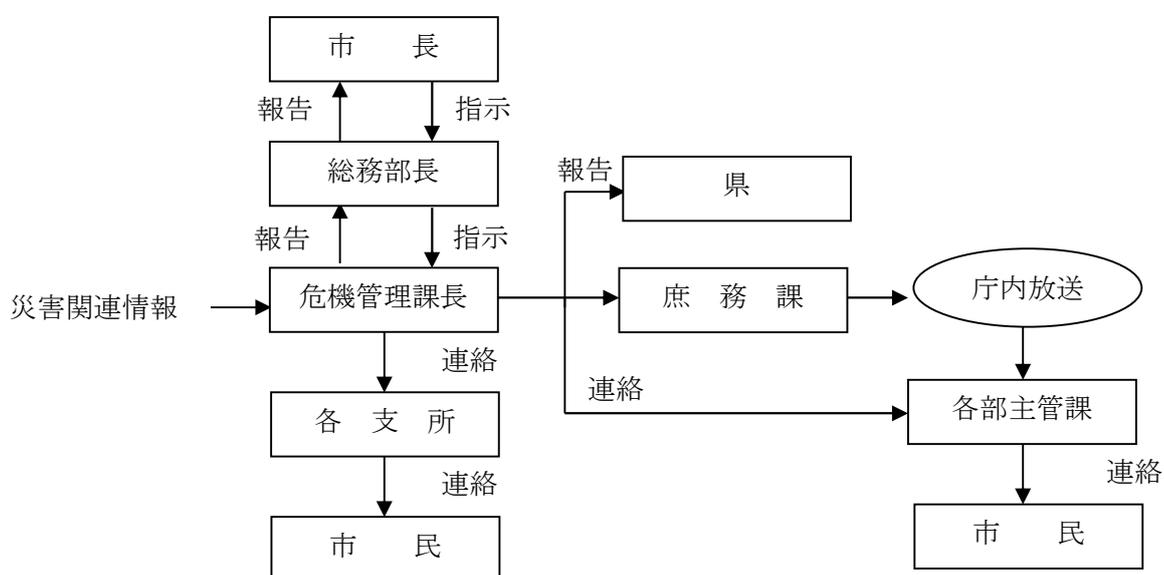
ア 職員は、日頃からテレビ、ラジオ等の災害関連情報に十分注意し、災害時は、テレビ、ラジオ、インターネット等による情報や周囲の状況等から、招集指示によらず参集する場合の基準に該当する災害事象が発生した場合は、連絡を待たず速やかに参集する。

イ 災害応急対策に対処するための配備決定に基づく危機管理課からの関係職員への配備指令の伝達は、原則として次の方法によるが、必要に応じ、緊急情報配信メール、携帯電話を活用する。

なお、関係課等の長は、あらかじめ配備担当者及びその連絡方法を定める。

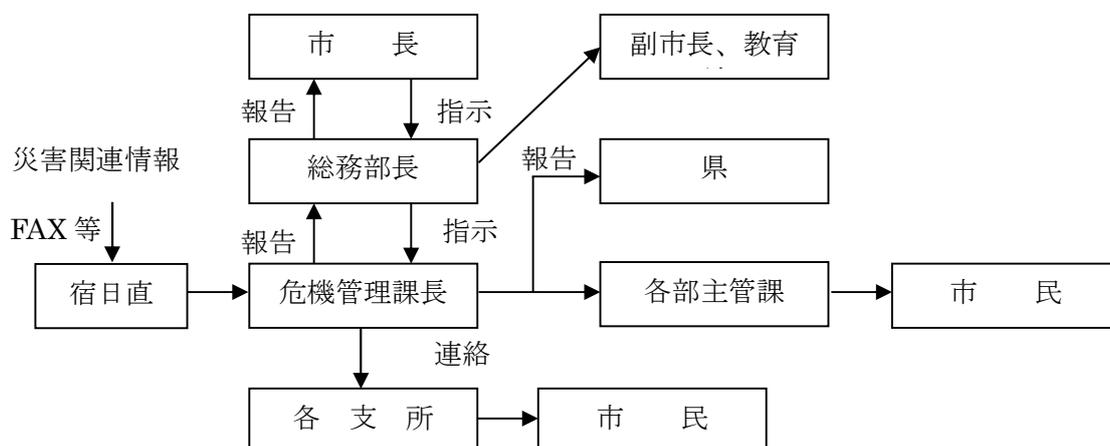
(ア) 勤務時間内

- a 本庁では、各課及び職員に対し庁内放送のほか電話、口頭連絡等のうち最も速やかに行える方法による。
- b 支所に対しては、本庁関係課から電話、又は同報系防災行政無線によるFAX、移動系防災行政無線により伝達し、支所では、これを受け職員に伝達する。
- c 現地に出動している職員に対しては、同報系防災行政無線による一斉放送又は移動系防災行政無線により伝達する。



(イ) 勤務時間外

- a 本庁では、電話、携帯電話、緊急情報配信メール等最も速やかに行える方法による。
- b 支所及び現地に対しては、本庁関係課から電話又は同報系防災行政無線による一斉放送等により伝達し、これを受けて職員に伝達する。



- ウ 道路・鉄道の寸断等により登庁できない場合は、最寄りの支所、公民館又は避難場所等に参集し、自身の所在場所等を連絡したうえで、当該機関の長の指示を受ける。
- エ 職員の非常参集後の迅速な応急活動に備えるため、総務部長は会議室等、庁舎内の必要関係箇所を直ちに使用できるよう必要な準備を行う。

(2) 災害対策本部の設置

ア 設置基準

市長は、前記2「活動体制」における非常体制、緊急体制をとるべき状況において必要と認めたときは、市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

イ 体制の種別

市長は、本部を設置したときは、非常体制、緊急体制のうち必要と認める体制をとる。

ウ 本部の組織

本部の組織は、大町市災害対策本部条例の定めるところにより、部及び班により編成され、組織及び事務掌握は、別紙1及び2のとおりである。

エ 県への報告

本部を設置した場合は、その旨を地域振興局総務管理課を經由し、県危機管理防災課に報告する。

オ 本部の活動要領

(ア) 各部班の活動要領

- a 災害対策本部は災害の状況に応じ、次の順序に従い適切な場所に設置する。
 - (a) 本庁舎庁議室
 - (b) 総合情報センター
- b 各部長は、情報の収集及び伝達の体制を強化するとともに、関係機関からの情報を本部連絡員を通じ本部事務局（危機管理課）に報告する。
- c 危機管理課長は、各部からの情報を取りまとめ、随時本部長に報告する。
- d 危機管理課長は、災害の状況、当該災害についての市の対策及び被災者に対する要望事項等を必要に応じ、報道機関の協力を得て周知する。
- e 各部長は、所属の各班長を指揮し、所掌事務を遂行する。
- f 本部長は、必要に応じて本部員会議を招集する。
- g 各部長は、所属の職員の内から本部連絡員を指名し、本部に派遣する。
- h 各支所は、各地域の実情を考慮して、あらかじめ活動要領を定める。

(イ) 本部員会議

- a 本部員会議は、本部長が招集し、本部長が指定する場所で開催する。
- b 本部員は、所掌事項に関する必要な資料を本部員会議に提出する。
- c 本部員は、本部員会議の開催が必要なときは、危機管理課長に対し招集を申し出る。
- d 本部員会議には、県、市町村、指定地方行政機関、陸上自衛隊第13普通科連隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等の出席も可能とする。

カ 現地災害対策本部の設置

(ア) 本部長は、現地の状況を把握し、応急対策の実施等が必要と認める場合は、災害時に現地災害対策本部を置く。

(イ) 現地災害対策本部は、急施を要する対策について、関係機関からの連絡、状況報告、要請等に基づき適切な処置を講ずる。

キ 国、県の現地対策本部等との連携

国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部、県の現地災害対策本部が当市内に設置された場合等は、その現地対策本部長等と密接な連携を図り、適切な応急対策を実施する。

ク 本部の廃止

本部長は、市内の地域において、災害が拡大する恐れがなくなった場合で、次に掲げる状況から災害応急対策が概ね完了したと判断するときは、本部を廃止する。

(ア) 災害救助法による応急救助が完了したとき。

(イ) 公的避難所の廃止、仮設住宅整備の完了等の当面の日常生活の場が確保されたとき。

(ウ) 災害救護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき。

(エ) 被害数値が概ね確定したとき。

(オ) その他災害応急対策から災害復旧対策に移行したと判断するとき。

ケ 市水防本部との関係

市水防本部は、市災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

(4) 現地機関の活動体制

現地機関の長は、本庁の活動体制に準じ、各地域の実情を考慮したうえで、各機関の活動体制をあらかじめ定める。

(5) 職員の応援

ア 市職員間の応援は、本部体制に沿い、次の順序に従い行う。

(ア) 部又は班相互の動員

(イ) 他の部又は班からの応援

イ 市の職員をもっても不足する場合又は特定職種の職員が不足する場合、次の方法により他の機関の応援を求める。

(ア) 災害時の相互応援協定に基づく他市町村への応援要請（県内全市町村及び、東京都立川市、富山県氷見市、富山県立山町、三重県鳥羽市）

(イ) 災害対策基本法第68条の規定に基づく県への応援要請

(ウ) 災害対策基本法第67条の規定に基づく（ア）以外の市町村への応援要請

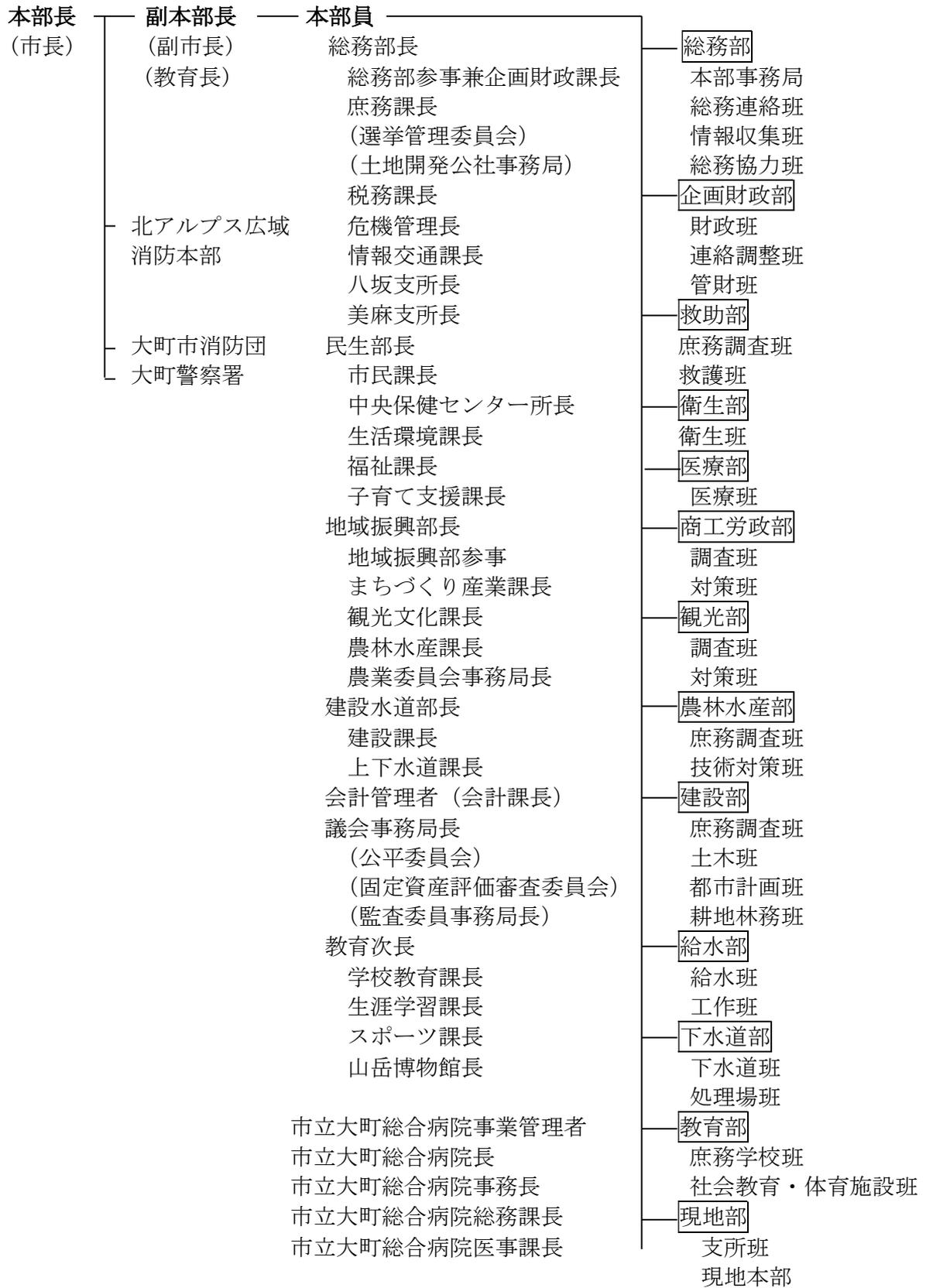
(エ) 災害対策基本法第29条、第30条、地方自治法第252条の17の規定に基づく指定行政機関、指定地方行政機関への派遣要請、内閣総理大臣への職員の派遣についての斡旋、他の地方公共団体への職員の派遣要請

(6) 災害救助法が適用された場合の体制

市域内に災害救助法が適用された場合は、市長は知事から救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行うものとし、必要に応じて知事と連絡をとる。

(別表 1)

大町市災害対策本部組織図



(別表 2)

大町市災害対策本部組織及び事務分掌

部	班・班長	分掌事務
総務部 ・総務部長 ・総務部参事 ・会計管理者 ・議会事務局長	本部事務局 ・危機管理課長	1 本部の設置、通知、運営、連絡調整、渉外及び庶務に関する事。 2 天気予報、警報等に関する事。 3 避難指示・緊急安全確保及び避難状況に関する事。 4 災害関連法律に基づく事務総括に関する事。 5 県及び他市町村等に対する応援要請に関する事。 6 自衛隊の派遣要請に関する事。 7 緊急輸送車両に関する事。 8 被害情報収集及び被害状況の取りまとめに関する事。 9 消防署及び消防団に関する事。 10 無線通信の統括に関する事。 11 防災会議に関する事。
	総務連絡班 ・庶務課長 ・まちづくり産業課長	1 職員の動員、派遣及び応援に関する事。 2 被災職員の状況把握に関する事。 3 本部開設に必要な車両等の確保対策に関する事。 4 応援職員等の宿舎、給食等に関する事。 5 災害義援金品、見舞金に関する事。 6 被害情報収集、被害状況の取りまとめ及び本部事務局への報告に関する事。 7 部内の連絡調整に関する事。
	情報収集班 ・情報交通課長	1 広報に関する事。 2 災害記録等に関する事。 3 報道機関に関する事。 4 コンピュータ等の機材に関する事。 5 データの保持に関する事。 6 交通情報の収集に関する事。 7 災害時における交通規制に関する事。
	総務協力班 ・税務課長 ・会計課長	1 罹災台帳作成及び罹災証明書の発行に関する事。 2 被災者の税制措置に関する事。 3 本部長の命ずる応急対策に関する事。 4 関係機関との連絡調整に関する事。
企画財政部 ・総務部長 ・総務部参事	財政班 ・総務部参事兼企画財政課長	1 災害経費の予算措置に関する事。
	連絡調整班 ・総務部参事兼企画財政課長	1 災害復旧計画の策定に関する事。 2 災害情報の整理調整に関する事。
	管財班 ・企画財政課長	1 在庁者の避難誘導及び安全確保に関する事。 2 庁舎施設の応急措置に関する事。 3 市有財産の状況把握に関する事。 4 応急対策物品等の購入に関する事。

部	班・班長	分掌事務
救 助 部 ・ 民生部長	庶務調査班 ・ 福祉課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法に関する事。 2 赤十字奉仕団に関する事。 3 災害義援金品、見舞金に関する事。 4 社会福祉施設の災害対策に関する事。 5 被害情報収集、被害状況の取りまとめ及び本部事務局への報告に関する事。 6 部内の連絡調整に関する事。
	救護班 ・ 福祉課長 ・ 子育て支援課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 在庁者の避難誘導及び安全確保に関する事。 2 救護所に関する事。 3 災害ボランティアの受入れに関する事。 4 要配慮者の支援に関する事。 5 児童福祉施設の災害対策に関する事。 6 高齢者福祉施設の災害対策に関する事。 7 救護施設等の災害対策に関する事。 8 被害情報収集、被害状況の取りまとめ及び本部事務局への報告に関する事。
衛 生 部 ・ 民生部長	衛生班 ・ 生活環境課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 埋火葬に関する事。 2 災害時のごみ、廃棄物に関する事。 3 災害時のし尿処理等に関する事。 4 公害排除及び防止に関する事。 5 被害情報収集、被害状況の取りまとめ及び本部事務局への報告に関する事。 6 災害時における清掃に関する事。 7 部内の連絡調整に関する事。
医 療 部 ・ 民生部長 ・ 市立大町総合病院事業管理者 ・ 市立大町総合病院事務長	医療班 ・ 市民課長 ・ 中央保健センター所長 ・ 市立大町総合病院総務課長 ・ 市立大町総合病院医事課長 ・ 市立大町総合病院経営企画室長	<ol style="list-style-type: none"> 1 感染症の発生防止及びまん延防止に関する事。 2 避難住民等の健康相談に関する事。 3 災害対策医薬品、衛生材料に関する事。 4 死亡者の確認、被災者名簿に関する事。 5 外国籍市民の相談に関する事。 6 災害時における物価の安定、物資の安定供給に関する事。 7 避難住民等の栄養指導に関する事。 8 災害時の医療救護に関する事。 9 医療活動関係機関との総合調整に関する事。 10 入院患者の保護対策に関する事。 11 医療救護所の設置に関する事。 12 医療救護班・DMATの派遣に関する事。 13 医療施設等の被害情報収集、被害状況の取りまとめ及び本部事務局への報告に関する事。 14 部内の連絡調整に関する事。
商工労政部 ・ 地域振興部長 ・ 地域振興部参事	調査班 ・ まちづくり産業課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業関係者の被害調査に関する事。 2 被災者等からの労働相談に関する事。 3 被害情報収集、被害状況の取りまとめ及び

部	班・班長	分 掌 事 務
		本部事務局への報告に関する事。 4 部内の連絡調整に関する事。
	対策班 ・まちづくり産業課長	1 商工業関係者の災害対策に関する事。 2 災害融資等に関する事。 3 商工業関連団体等との連絡調整に関する事。
観 光 部 ・地域振興部長 ・地域振興部参事	調査班 ・観光文化課長	1 観光施設等の被害情報収集集、被害状況の取りまとめ及び本部事務局への報告に関する事。 2 観光関連団体との連絡調整に関する事。 3 部内の連絡調整に関する事。
	対策班 ・観光文化課長	1 観光施設等の災害対策に関する事。 2 観光業者に対する災害対策に関する事。 3 交通機関等との連絡調整及び滞留旅客の対応に関する事。 4 必要物資のあわせんに関する事。
農林水産部 ・地域振興部長 ・地域振興部参事	庶務調査班 ・農林水産課長 ・農業委員会事務局長	1 農業共同施設等の災害対策に関する事。 2 食料等の調達に関する事。 3 被害情報収集集、被害状況の取りまとめ及び本部事務局への報告に関する事。 4 部内の連絡調整に関する事。
	技術対策班 ・農林水産課長 ・農業委員会事務局長	1 農畜産物及び水産物等の災害対策に関する事。 2 農業施設の応急対策に関する事。 3 災害状況に応じて大町市農技連による現地指導。
建 設 部 ・建設水道部長	土木調査班 ・建設課長	1 道路、橋梁、河川等の被害情報収集集、被害状況の取りまとめ及び本部事務局への報告に関する事。 2 国、県及び関係機関との災害対策の連絡調整に関する事。 3 部内の連絡調整に関する事。
	土木班 ・建設課長	1 道路等の応急対策に関する事。 2 被害現場の工法指導に関する事。 3 地すべり、砂防施設等の応急対策に関する事。 4 河川の応急対策に関する事。 5 水防対策に関する事。 6 資材の輸送に関する事。
	都市計画班 ・建設課長	1 市営住宅等の被害情報収集集、被害状況の取りまとめ及び本部事務局への報告に関する事。 2 市営住宅の応急対策に関する事。 3 応急仮設住宅に関する事。 4 被害住宅等の建築対策等に関する事。
	耕地林務班 ・建設課長	1 耕地、林道、林業関係の被害情報収集集、被害状況の取りまとめ及び本部事務局への報告に関する事。

部	班・班長	分掌事務
		2 耕地、林道、林業関係の災害対策に関する こと。 3 関係機関との災害対策の連絡調整に関する こと。 4 防災箇所の点検調査に関すること。
給水部 ・建設水道部長	給水班 ・上下水道課長	1 飲料水の供給に関すること。 2 被害情報収集、被害状況の取りまとめ及び 本部事務局への報告に関すること。 3 部内の連絡調整に関すること。
	工作班 ・上下水道課長	1 災害時における水道施設の応急対策に関 すること。 2 応急対策に伴う水道資機材の確保に関す ること。
下水道部 ・建設水道部長	下水道班 ・上下水道課長	1 下水道施設の被害情報収集、被害状況の取 りまとめ及び本部事務局への報告に関する こと。 2 下水道の応急対策に関すること。 3 応急対策に伴う資機材の確保に関するこ と。 4 部内の連絡調整に関すること。
	処理場班 ・上下水道課長	1 下水道処理施設の被害情報収集及び被害 状況の取りまとめに関すること。 2 下水道処理施設の応急対策に関すること。
教育部 ・教育次長	庶務学校班 ・学校教育課長	1 学校施設の被害情報収集、被害状況の取り まとめ及び本部事務局への報告に関するこ と。 2 児童、生徒及び教職員の安全対策及び安否 確認に関すること。 3 教科書、学用品等に関すること。 4 災害時の授業、給食等に関すること。 5 学校施設への避難所の開設及び運営に関 すること。 6 部内の連絡調整に関すること。
	社会教育・体育施設 班 ・生涯学習課長 ・スポーツ課長	1 在庁者の避難誘導及び安全確保に関する こと。 2 社会教育施設、社会体育施設の被害情報収 集、被害状況の取りまとめ及び本部事務局へ の報告に関すること。 3 社会教育施設、社会体育施設の災害対策に 関すること。 4 文化財関係の被害情報収集、被害状況の取 りまとめ及び本部事務局への報告に関する こと。 5 文化財関係の災害対策に関すること。 6 災害時の避難所の開設及び運営に関する こと。 7 部内の連絡調整に関すること。

部	班・班長	分掌事務
現地部 ・総務部長	支所班 ・支所長	1 地区内の被害情報収集、被害状況の取りまとめ及び本部事務局への報告に関する事 2 地区内の災害対策に関する事 3 地区内の避難所に関する事 4 現地災害対策本部設置時の支援に関する事
	現地本部班 ・現場指揮者	1 人命救助、防災活動、作業に関する事 2 防災活動資機材の受払いに関する事 3 作業人員等の掌握に関する事
市の関係施設	各施設の長	1 施設の災害対策に関する事 2 施設の被害情報収集、被害状況の取りまとめ及び本部事務局への報告に関する事 3 施設の応急対策に関する事

大町市議会災害対策支援本部組織図

本部長 — 副本部長 — 本部員
 (議長) (副議長) (議員)

大町市議会災害対策支援本部事務分掌

	分掌事務
本部長 (議長)	1 市対策本部からの情報を収集し本部員へ提供すること。 2 本部員からの情報を把握し、市対策本部へ提供すること。 3 本部会議での決定事項について市対策本部へ要請すること。 4 その他必要と認めること。
本部 (議員・議会事務局)	1 参集していない本部員の安否等の確認に関する事。 2 被害状況の把握、整理に関する事。 3 被災地、避難所等の調査に関する事。 4 必要に応じた国、県等への要請に関する事。 5 その他本部長が必要と認める事項に関する事。

第3節 広域相互応援活動

(危機管理課)

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、被災市町村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

なお、本市が大規模災害により大きな被害を被った場合には、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないように努めるとともに、応援要請にあたっては、受入れ体制に不備が生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当該市町村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請にあたっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行う。

また、被災地以外の市町村にあつては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。

なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。

第2 主な活動

- 1 被害の規模及び状況に応じ、広域受援計画に基づき速やかに応援を要請する。
- 2 応援を要請したときは、円滑な受入れ体制を確立する。
- 3 他市町村の災害を把握した時は、速やかな応援体制を整える。
- 4 応援活動に伴う経費を負担する。

第3 活動の内容

1 応援要請

(1) 基本方針

本市が被災した時は、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の地方公共団体や県等に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認めた場合は、直ちに応援要請、先遣隊の受入等を行い、効果的な災害応急対策が実施できる体制の確立を図る。

(2) 実施計画

ア 消防に関する応援要請

(ア) 県内市町村に対する応援要請

市長は、北アルプス広域消防本部と協議のうえ、災害等の非常事態において、災害の規模及び被害状況等から自らの消防力のみでは対処できない場合、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、近隣市町村等に応援を求めることがより効果的であると認められる場合は、県消防相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村長に対し、応援を要請するものとし、その旨を知事（地域振興局経由）に連絡する。

(イ) 他都道府県への応援要請

市長は、前項の場合における相互応援協定に基づく県内他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認めるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事（地域振興局経由）に要請する。

- a 緊急消防援助隊
- b 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター
- c その他、他都道府県からの消防隊

イ 消防以外に関する応援要請

(ア) 他市町村に対する応援要請

a 県内

市長は、災害等の非常事態において、災害の規模及び被害状況等から、自らの人員、物資、資機材等のみでは対処できない場合、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を求める方がより効果的であると認める場合は、締結されている長野県市町村災害時相互応援協定に基づき、速やかにブロック代表市町村の長等に対して応援を要請するものとし、その旨を知事（地域振興局経由）に連絡する。

この場合、当該代表市町村（代表市町村が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村）は被災市町村に対し先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断する。

なお、大規模震災時の非常事態と判断される市町村へは、ブロック代表市町村が先遣隊を派遣する。

また、被災した市町村は、先遣隊に対し必要な情報を提供する。

ただし、ブロックを構成する市町村の大半が被災し、当該ブロック内から先遣隊の派遣をおこなうことができない場合は、長野県市町村災害時相互応援協定に定められた応援ブロックから先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断する。

b 姉妹都市

市長は、前項の場合における相互応援協定に基づく他市町村からの応援を受けても十分な災害応急対策が実施できないと認めるときは、締結されている姉妹都市相互応援協定に基づき、東京都立川市及び富山県氷見市の市長へ応援を要請するものとし、その旨を知事（地域振興局経由）に連絡する。

c 相互応援協定市町村

市長は、前2項の場合における相互応援協定に基づく他市町村からの応援を受けても十分な災害応急対策が実施できないと認めるときは、締結されている相互応援協定に基づき、それぞれの市長等へ応援を要請するものとし、その旨を知事（地域振興局経由）に連絡する。

d 県外

市長は、前3項の場合における相互応援協定に基づく他市町村からの応援を受けても十分な災害応急対策が実施できないと認められるときは、協定締結外の市町村長に対し、次に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第67条の規定により、応援を要請するものとし、その旨を知事（地域振興局経由）に連絡する。

〈 応援の要請事項 〉

- 応援を求める理由及び災害の状況
- 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- その他必要な事項

(イ) 県に対する応援要請等

市長は、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定により応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

(ウ) 指定地方行政機関等に対する職員の派遣要請等

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により職員派遣の要請、又は斡旋を求める。

2 受援体制の整備

(1) 基本方針

他の市町村等から応援を受ける場合において、市、県、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）と協力して円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）の円滑な受入体制の整備が重要になる。

(2) 実施計画

ア 円滑な受入れ体制の整備のため、あらかじめ応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、受援計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等による他からの応援により確保する方法を検討する。

イ 応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等の応援活動に必要な基本的事項を検討のうえ整備する。

ウ 県及び市は、応援職員が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。

3 応援体制の整備

(1) 基本方針

ア 相互応援協定に基づく迅速な応援

応援活動は、被災した他の市町村等が必要とする災害応急対策等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、市では災害時は、締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は早急に出動する必要がある。

なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

イ 要請を待たない自主的出動等

通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待つといとまがないと認められる時は、要請を待たず自主的に出動等をする必要がある。

この場合、相互応援協定等により先遣隊を派遣し、情報収集等を行う。

(2) 実施計画

ア 情報収集及び応援体制の確立

- a 応援側は、災害時は、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに応援体制を整え、要請側から要請を受けた場合は直ちに出動する。
- b 県は、県外で大規模災害が発生した場合には、長野県災害対策支援本部を設置し、全庁的な対応を行う。
- c 県及び市町村は県外で、大規模な災害が発生した場合には、一体となつて的確な支援を行う。

なお、必要に応じて支援県民本部を設置し、関係機関と連携した支援を行う。

イ 指揮

応援側は要請側の指揮の下で、緊密な連携を図りつつ応援活動を実施する。

ウ 自給自足（自己完結型）

応援側は要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合を想定した職員等の交替について留意する。

エ 自主的活動

通信の途絶等により、要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

4 経費の負担

- (1) 他の市町村、県及び国等から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は法、協定等に定める方法による。（災害対策基本法施行令第18条）
- (2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他特別の定めがある場合を除き、締結された相互応援協定に定められている方法による。

第4 他の都道府県等への応援

1 長野県合同災害支援チームとして実施する対策

- (1) 市及び県は、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」に基づき支援を行う。
- (2) 主な支援内容
 - ア 被災県等への職員の派遣及び物資の提供
 - イ 被災者の受入れ及び施設の提供
 - (ア) 市内医療機関での傷病者の受入れ
 - (イ) 市内での避難所、応急仮設住宅等の提供
 - ウ その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援

第4節 ヘリコプターの運用

(危機管理課)

第1 基本方針

災害時には陸上の道路等の交通の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の搬送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用するものとする。

第2 主な活動

- 1 災害応急対策については、消防防災ヘリコプターを迅速に活用するとともに、ヘリコプターの支援を受けて、円滑、効果的な対策を実施する。
- 2 県は、ヘリコプターを運航する機関と平素から密接な連携を保ち、災害時には迅速な要請手続きを行う。また、必要に応じてヘリコプター運航調整会議を開催し、ヘリコプターの活動について調整する。

第3 活動の内容

- 1 活動内容に応じたヘリコプターの選定及び要請

(1) 基本方針

消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請する。

機 種	機 種	定員	救助ホ イスト	消火装置	物資吊下	映像伝送
消防防災 ヘリコプター	ベル 412EPI	1 5	○	○	○	○
県警ヘリコプター	レオナルド AW139	1 4	○			○
	レオナルド AW139	1 4	○			○
広域航空消防応援等 ヘリコプター	各 種	各種	○	○	○	○
自衛隊ヘリコプター	各 種	各種	○	○	○	
海上保安庁 ヘリコプター	各 種	各種	○		○	
ドクターヘリ	各 種	6				

(2) 実施計画

県は、市町村又は指定地方行政機関等からヘリコプターの出動要請があった場合は、消防防災ヘリコプターが直ちに対応するとともに、活動内容により、前記の基準をもとに要請先と協議のうえ要請すべきヘリコプターを選定する。

- 2 出動手続きの実施

(1) 基本方針

各ヘリコプターの連絡系統に基づき、迅速な出動要請手続きを行う。(別記「ヘリコプター要請手続要領」を参照)

(2) 実施計画

ア 要請にあたっては、次の事項について可能な限り次の事項を明らかにして要請するものとする。また、正式要請前であっても、積極的な情報交換に努める。

(ア) 災害の状況と活動の具体的内容

(消火、救助、救急搬送、調査、人員・物資輸送等)

(イ) 活動に必要な資機材等

(ウ) ヘリポート及び給油体制

(エ) 要請者、現場責任者及び連絡方法

(オ) 資機材等の準備状況

(カ) 気象状況

(キ) ヘリコプターの誘導方法

(ク) 他のヘリコプターの活動状況

(ケ) その他必要な事項

イ 県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置を行う。

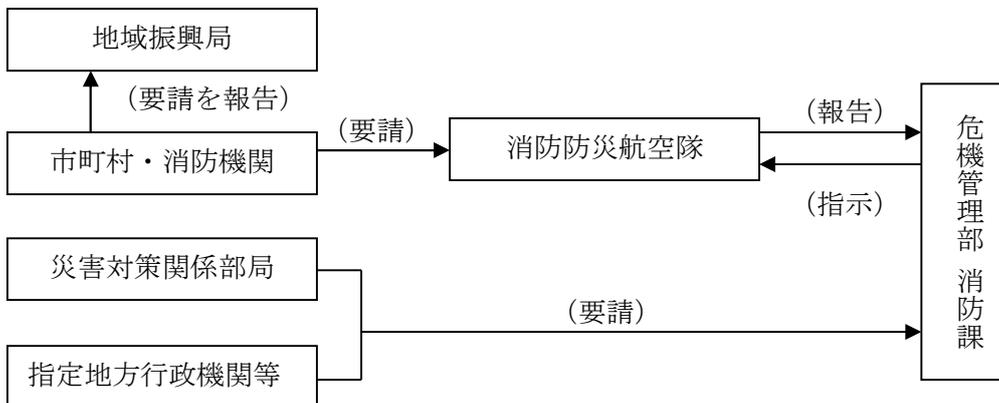
ウ 傷病者の搬送の場合は、救急車両及び収容先病院等について手配する。

エ 連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じ機長等との連絡にあたる。

(別記) ヘリコプター要請手続要領

1 消防防災ヘリコプター

災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に幅広く迅速に対応する。



※ 連絡用無線 消防デジタル無線 (主運用波)

呼出名称 「しょうぼう・ながのけん・あるぷす1 (いち)」

2 県警ヘリコプター

災害応急対策を実施するにあたり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請する。



また、県公安委員会は必要に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助

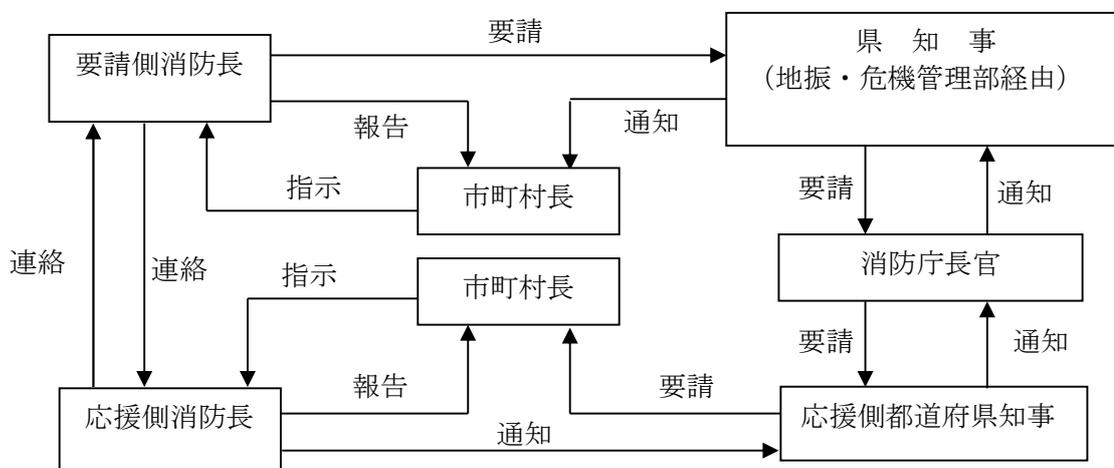
の要求を行うものとする。



3 広域航空消防応援等ヘリコプター

災害時、広域的な航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要項」又は「緊急消防応援隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づき応援要請する。

(1) 広域航空応援要請手順



(2) 緊急消防応援救助隊航空小隊の出動計画

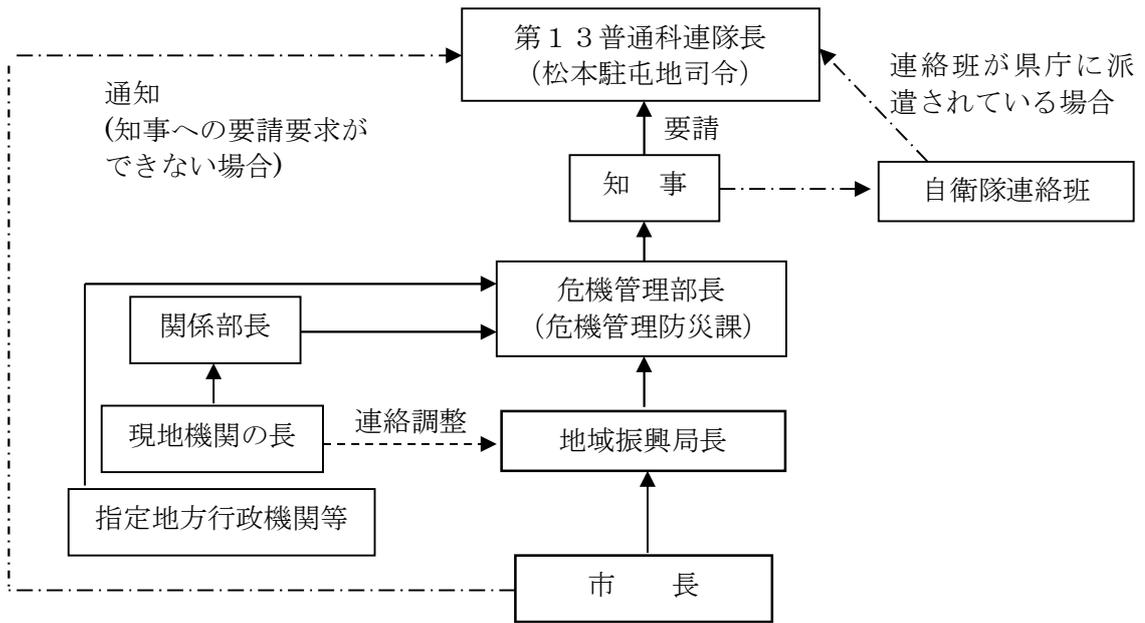
ア 大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第1次的に応援出動する航空小隊を第一次航空小隊とし、長野県に災害が発生した場合の第一次航空小隊は次により編成される。

東京消防庁	埼玉県	山梨県	群馬県	新潟県
富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市

イ 第一出動航空小隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に、速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、長野県に災害が発生した場合の出動準備航空小隊は次により編成される。

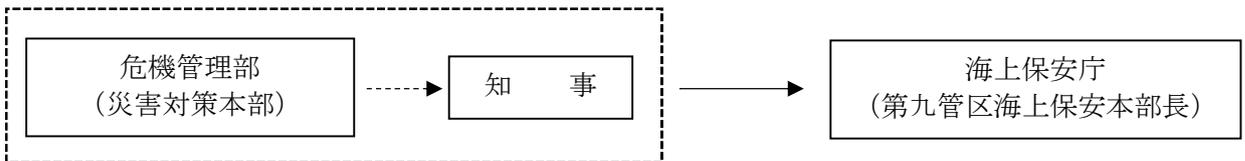
茨城県	栃木県	千葉市	横浜市	川崎市	石川県
福井県	静岡県	三重県	滋賀県	京都府	大阪市

4 自衛隊ヘリコプター



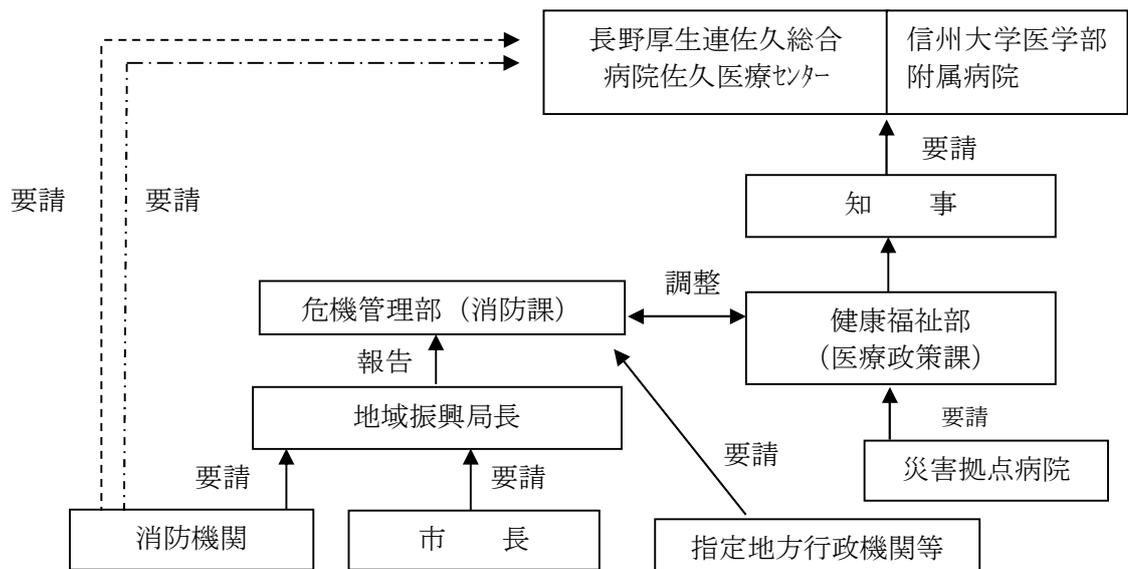
5 海上保安庁ヘリコプター

救助等の所要が生じた場合、海上保安庁ヘリコプターの応援を要請する。



6 ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と健康福祉部が調整のうえ、長野厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部附属病院へドクターヘリの出動を要請する。



---> 平常時の手続

—> 災害時の手続

第5節 自衛隊の災害派遣

(危機管理課)

第1 基本方針

災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性、緊急性、非代替性を満たす場合には、市長は災害対策法第68条の2に基づき、知事に対して自衛隊法第83条に基づく自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。

自衛隊が派遣された場合は、派遣部隊と密接に連絡調整し、円滑な活動を確保する。

第2 主な活動

- 1 自衛隊への派遣要請の範囲及び要請手続きについて定める。
- 2 市、県等と派遣部隊との連絡調整について定め、受入態勢を整備する。
- 3 派遣部隊の活動の必要が無くなった場合の撤収方法について定める。
- 4 派遣に要した経費の負担について定める。

第3 活動の内容

1 派遣要請

(1) 基本方針

災害時における被害の拡大を防ぎ、迅速な救助を行うために、市は自衛隊との事前の情報交換に努めるとともに、災害時の情報収集を速やかに行い、必要があれば直ちに県に派遣を要請し、事態の推移に応じ要請の必要がなくなった場合には、直ちにその旨を県に連絡する。

(2) 実施計画

ア 市長は、県が定める範囲内において自衛隊の派遣を要請する場合は、災害対策基本法第68条の2に基づき、次により行う。

(ア) 市長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって地域振興局長に派遣要請を求める。

(イ) 市長は、(ア)により口頭をもって要請したときは、事後において速やかに地域振興局を通じ文書により要求する。

(ウ) 市長は、(ア)の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を、第13普通科連隊長に通知する。

また、通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。

イ 派遣要請にあたっては、次の事項を明らかにする。

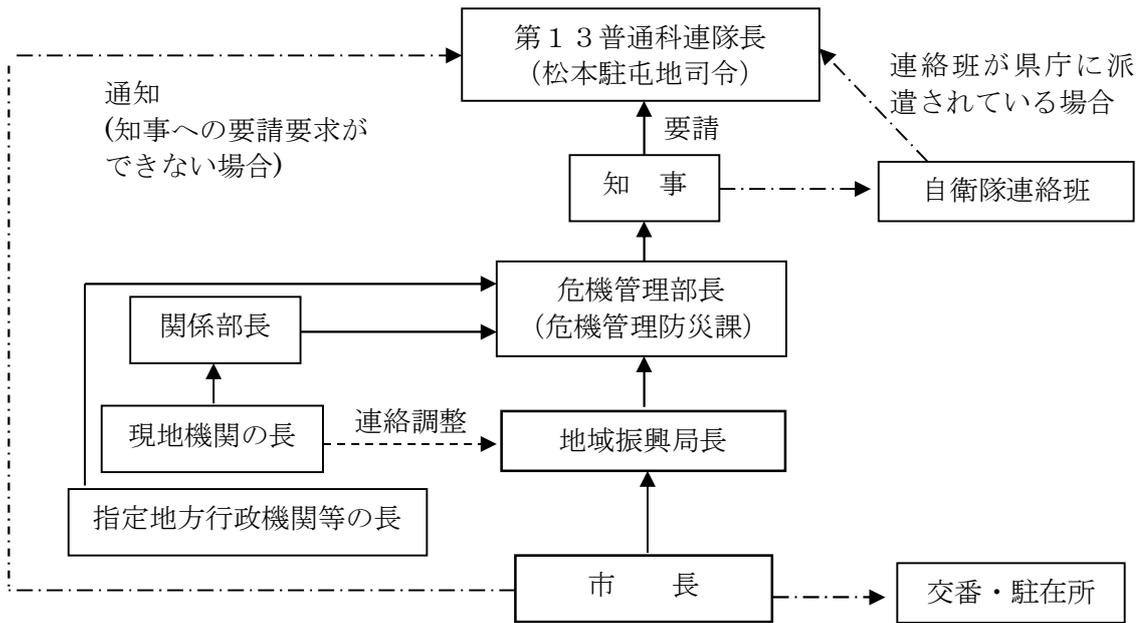
(ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

ウ 派遣要請系統



2 派遣部隊との連絡調整

(1) 基本方針

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県等は自衛隊部隊の長と密接に連絡調整を行い、受入れ態勢を整備する。

(2) 実施計画

ア 市が部隊の活動等について、部隊その他関係機関に行う要請は、すべて次表の現地連絡調整者を通じて行う。

イ 市は、連絡・調整の窓口の一本化を図り、現地連絡調整者に報告する。また、派遣部隊と市町村及び現地連絡調整者の情報共有の場を設置する。

ウ 市は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について、現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除きこれに協力する。

区 分	総括連絡調整者	現地連絡調整者
災害対策本部が置かれていない場合	危機管理部長	地域振興局長等
災害対策本部が置かれている場合	災害対策本部長	地方部長
現地本部が置かれている場合	現地本部長	災害対策本部長

エ 市民が実施する対策

自衛隊の派遣活動が円滑に行われるよう、可能な範囲で協力を行う。

3 派遣部隊の撤収要請

(1) 実施計画

市は、部隊の活動の必要が無くなったと認めたときは、現地連絡調整者に文書又は口頭をもって報告する。

4 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として派遣を受けた側が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

(1) 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊の装備に係るも

- を除く。)
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料
 - (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用
 - (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた損害の補償（自衛隊の装備に係るものを除く。)

第6節 救助・救急・医療活動

(危機管理課、市民課、市立大町総合病院)

第1 基本方針

大規模災害時における救助、救急、医療活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな災害派遣医療チーム（DMAT）及び救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが想定されるため、救護所や後方医療機関等への搬送について、広域的な対応を行う。

第2 主な活動

- 1 市、警察署、消防機関及び医療機関等が相互の連携により、大規模災害に対応した円滑で効率的な、救急、医療活動を行う。
- 2 災害派遣医療チーム（DMAT）等及び、関係機関により編成された救護班による初期救護医療を行うとともに、後方医療機関、緊急輸送等広域救護体制を確保する。

第3 活動の内容

1 救助・救急活動

(1) 基本方針

消防機関、警察等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしつつ、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。

また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが想定されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。

なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。

(2) 実施計画

ア 救助・救急計画に基づき、警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努める。

イ 必要に応じて他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請等を本章第4節「広域相互応援活動」及び本章第6節「自衛隊の災害派遣」により行い、市民の安全確保を図る。

ウ 消防機関は、警察署及び道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送にあたり、効率的に対応する。

エ 消防機関は、救助活動にあたり、警察署等と活動区域及び人員配置の調整等綿密な連携を図り、現場の状況に対する迅速かつ効率的な救助を行い、医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送する。その際、高規格救急車を、傷病者の状態に合わせて効果的に運用する。

オ ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの運用」により要請する。

カ 市民及び自主防災組織が実施する対策

住民同士又は自主防災組織内において、自発的に被災地の救助・救急・救護活動を行うとともに（共助）、消防機関、救護班等に協力する。

特に、道路交通網の寸断が予想されるため、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助のうえから重要となるので、積極的に行うよう努める。

2 医療活動

(1) 基本方針

長野県災害医療活動指針に基づいた活動を行うとともに、災害時においては、通常の救急医療体制が十分に機能しないことが考えられるため、災害派遣医療チーム（DMAT）及び、関係機関により編成された医療班による初期段階の医療体制を充実させることが重要である。

また、主に重症患者に係る後方医療機関について、災害拠点病院を中心として、関係機関との連携による受入体制の確保を図る。

さらに、市及び県の枠を越えた相互支援体制による医療活動を行う。

なお、県及び市は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努める。

(2) 実施計画

ア 市地域防災計画において、関係機関と協議の上、災害時における医療救護体制について定めるとともに、（一社）大北医師会、（一社）大北歯科医師会の協力を得て、市立大町総合病院等の職員又は市内医療機関等の医師により、あらかじめ救護班を編成し、災害時においては医療救護活動等を行う。

また、必要に応じて、県、隣接市町村等に協力を要請する。

イ 市内の適切な場所に医療救護所を確保し、医薬品、医療資機材等の供給体制、比較的軽症の被災者の避難所への輸送体制を整備する。

ウ 医療機関における収容可能人員、診療機能の稼動状況等を把握し、後方医療機関を確保し、警察署に誘導を要請する等、傷病者の輸送体制を整備する。

また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町村、県に対し傷病者の受入について要請する。

エ 必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院等への搬送体制を確保するとともに、災害拠点病院、救命救急センター等への緊急輸送について県に要請する。

オ 医療救護活動において使用する医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて県又は関係機関に対し供給の要請を行う。

カ 市民が実施する対策

発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について、日頃から認識を深めるとともに、被災時は感染症対策を講じた上で、自発的に救急活動を行うよう心がける。

< 救護班等の業務内容 >

- 負傷の程度の判定
- 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
- 救急処置の実施

- 救急活動の記録
- 遺体の検案
- その他必要な事項

第7節 消防・水防活動

(危機管理課、建設課)

第1 基本方針

大規模災害等発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、消防相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 主な活動

- 1 火災による被害の拡大を防止するため、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・応急活動等の消防活動を行う。
- 2 洪水等による水害を防止するため、監視・警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

第3 活動の内容

1 消防活動

(1) 基本方針

大規模災害発生時においては、火災による被害の拡大防止を図る必要があり、市民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、火災が発生した場合、消防機関は、関係機関及び自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼の拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行う。

(2) 実施計画

ア 消火活動関係

(ア) 出火防止及び初期消火

市民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底について広報を行う。

(イ) 情報収集及び効率的な部隊配置

市内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び警察署、道路管理者との連携や、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。

特に、大規模な火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防御計画等に基づき、重要防御地域等の優先等により、消防力の効率的運用を図る。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

(ウ) 応援要請等

a 市長は、速やかに被害状況を把握し、被害の状況から自らの消防力だけでは対処できないとき、又は対処できないと判断するときは、北アルプス広域連合長に要請し、長野県消防相互応援協定に基づき他の市町村長に対して応援を求める。

b 市長は、被害の状況から長野県消防相互応援協定に基づく応援体制によっても対処できないとき、又は対処できないと判断する等、緊急の必要が

あると認められ、他都道府県の応援を求めるときは、広域連合長と調整し、知事に対して次に掲げる事項について口頭又は電話等により要請するものとし、事後において速やかに文書を提出する。

- 被害の状況
- 必要とする車両及び人員等
- 応援場所、集結場所及び経路
- 連絡調整担当者

c 市長は、ヘリコプターの応援要請を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの運用」により要請する。

イ 救助・救急活動関係

大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、市民、自主防災組織等の協力及び警察署、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

なお、本項については、本章第7節「救助・救急・医療活動」に定める。

ウ 市民、事業所及び自主防災組織等が実施する計画

(ア) 出火防止、初期消火活動等

市民等は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生の原因となる火気器具等の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努める。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。

なお、市民等は、避難の際に電源についてブレーカーの遮断を行い、電気器具等からの出火防止を図る。

(イ) 救助・救急活動

住民同士等において、自発的に負傷者の救助・救護活動を行うとともに(共助)、消防機関等に協力する。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防ポンプ車等の現場到着前の初期における救助・救護活動は、人命救助の上から重要となるため、積極的に行うよう努める。

2 水防活動

(1) 基本方針

洪水により水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒するとともに、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防体制を確立して、状況を的確に判断し、円滑な水防活動を実施する。

(2) 実施計画

ア 監視・警戒活動

水防管理者(市長)は、災害発生後、その管轄する水防区域において、ダム、河川、ため池等の護岸、堤防等の巡視を行い、早期に損壊箇所及び危険箇所等を把握し、必要な応急措置を講ずる。

イ 通報・連絡

水防管理者(市長)は、監視・警戒活動によって損壊箇所又は危険箇所等

を発見したときは、直ちに次の管理者等に通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資機材を確保する。

- 大町建設事務所
- 氾濫等の恐れのある下流域の隣接市町村

ウ 水防活動の実施

水防管理者（市長）は、損壊箇所及び危険箇所等に対して、できる限り氾濫等による被害が拡大しないよう、応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施する。

また、重機による水防活動が必要な場合においては、必要に応じて民間業者等の協力を得る。

エ 水防資機材の借用

水防管理者（市長）は、水防活動中、資機材に不足が生じた場合は、あらかじめ定めた水防倉庫等から資機材を調達する。なお、調達ができないときは県又は民間業者等から借用する。

オ 避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急）

市長は、河川の氾濫等により人命への危険が切迫、又は危険が予想される場合は、避難準備・高齢者等避難開始、避難の指示を速やかに市民に対して実施する。

カ 応援による水防活動の実施

(ア) 市長（水防管理者）は、速やかに被害状況等を把握し、これらの状況から水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない場合、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、締結されている相互応援協定に基づき、他の市町村長に対して応援を要請する。

(イ) 市長（水防管理者）は、他の市町村からの応援によっても対処できない場合、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認め、県又は他の都道府県の応援を求めるときは、知事に対して次に掲げる事項について、口頭又は電話等により応援要請をするものとし、事後において速やかに文書を提出する。

- 被害の状況
- 必要とする資機材及び人員等
- 連絡場所、集結場所及び経路
- 連絡調整担当者
- その他必要な事項

(ウ) 市長（水防管理者）は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの運用」により要請する。

(エ) 市長は、自衛隊の派遣を求めようとするときは、本章第6節「自衛隊災害派遣活動」により派遣を求める。

(オ) 市長は、他の地方公共団体の応援を要請するときは、必要とする資機材、ヘリポート等、応援活動上必要となる施設・設備等について必要に応じて確保する。

また、待機場所の確保、食糧の供給等、後方支援についても、必要に応じて応援側の到着までに整える。

(カ) 市長は、他の水防管理者から応援を求められたときは、できる限りその求めに応じるものとし、速やかに応援体制をとる。その際、応援職員等は必要に応じて、被災地到着後72時間は自給自足のできる体制をとる。

第8節 要配慮者に対する応急活動

(福祉課、子育て支援課、市民課)

第1 基本方針

近年の高齢化、核家族化及び女性の社会進出等による家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、災害時には、要配慮者とりわけ避難行動要支援者が被災する可能性が高いことから、市、県及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得て、要配慮者の安全を確保するとともに、災害の態様に十分配慮した応急活動を行う。

第2 主な活動

- 1 地域住民、自主防災組織等の協力のもと、被災状況の把握、避難誘導、要配慮者に配慮した避難所での生活の環境整備及び応急仮設住宅等への収容等を行う。また、要配慮者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。
- 2 介護用品、育児用品等要配慮者の生活維持のため必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。
- 3 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講ずるため、避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。
- 4 災害発生時において応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的に対応できる体制を確立する。

第3 活動の内容

1 要配慮者に対する応急対策

(1) 基本方針

民生児童委員、地域住民等の協力を得て、要配慮者の状況把握に努め、発災直後から時間的経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、迅速かつ適切に応急対策を講ずるよう努める。

(2) 実施計画

ア 高齢者等避難、避難指示をはじめとする災害情報の周知

要配慮者の状況に応じ、防災行政無線、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達等の多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。

イ 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者に対して、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、避難支援等に携わる関係者と連携し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用して、避難支援や迅速な安否確認が行われるよう努める。

なお、要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行う。

ウ 避難所での生活環境整備

災害時に、通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、又は通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。また、要配慮者の状況に応じ、次の支援を行う。

- (ア) 避難所における設備の整備
段差の解消、スロープ、身体障がい者用トイレの設置等を必要に応じて行う。
 - (イ) 避難所における物資の確保及び提供
車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始め、日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。
 - (ウ) 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供
福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を的確に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じ迅速に行う。
なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。
 - (エ) 外国籍県民や外国人旅行者等の支援体制の確立
外国籍県民や外国人旅行者に対して多言語による情報提供や避難所への巡回による支援などを行うため、必要に応じ災害多言語センターの設置を行う。
 - (オ) 情報提供体制の確立
避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、大画面のテレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じ設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。
- エ 在宅者
- 災害発生後、避難所に避難せずに自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生児童委員、地域住民、自主防災会等の協力により、要配慮者の状況に応じ、在宅訪問により次の支援を行う。
- (ア) 在宅者の訪問の実施
市は在宅の要配慮者に対し、民生児童委員、地域住民、自主防災会等の協力のもと定期的に訪問する体制を確立する。
 - (イ) 物資の確保及び提供
必要に応じて日常生活に必要となる物資等を提供する。
 - (ウ) 相談体制の整備
在宅の要配慮者のニーズや生活情報を適切に把握し、要配慮者の状況に応じた助言と支援を行う。
 - (エ) 情報提供体制の確立
災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の状況に応じた手段により提供する。
 - (オ) 応急仮設住宅の確保
要配慮者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。

2 広域相互応援体制等の確立

(1) 基本方針

広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設が被災し、

避難所や他の施設への一次的又は応急的に避難が必要な場合等においては、要配慮者の移送、収容等が集中的に必要なことが考えられる。

このような場合、市町村の区域を越えた広域的な支援体制により、関係機関が連携して、迅速かつ適切な避難収容活動を行う。

(2) 実施計画

市は、要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、市町村の区域を越えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難所等を確認のうえ、県、他市町村及び関係機関に応援を要請するとともに、他市町村等から応援要請があった場合、可能な限り協力するよう努める。

第9節 緊急輸送活動

(危機管理課、庶務課、企画財政課、建設課、市民課)

第1 基本方針

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するため、陸上交通網の確保に加え、航空機の活用を含む総合的な輸送を確保する。

また、緊急輸送活動にあたっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全、②被害の拡大防止、③災害応急対策の円滑な実施、に配慮して推進するものとし、原則として次の優先順位により実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
・人命救助 ・消防等の災害拡大防止 ・ライフライン復旧 ・交通規制	(第1段階の続行に加え) ・食糧、水、燃料等の輸送 ・被災者の救出・搬送 ・応急復旧	(第1・2段階の続行に加え) ・災害復旧 ・生活必需物資の輸送

第2 主な活動

- 1 緊急輸送全般の調整は、必要により災害対策本部が行う。
- 2 被災状況を直ちに調査し、警察の定める規制計画に基づく交通規制を実施して緊急交通路を確保するとともに、必要に応じて放置車両や立ち往生車両の移動等について道路管理者に要請を行う。
- 3 県(知事)及び警察(県公安委員会)を窓口として、応急復旧等に従事する緊急通行車両等の確認を行う。
- 4 主要道路を優先した応急復旧活動を行うとともに、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは放置車両や立ち往生車両等の移動等を行う。また、農道、林道等の迂回路確保に配慮する。
- 5 輸送関係機関の協力により輸送車両を確保するとともに、効果的なヘリコプターの運用に配慮する。
- 6 支援物資の集積と各指定避難所への配送を円滑に実施するため、輸送拠点を定め、運用する。

第3 活動の内容

1 緊急輸送の調整

(1) 基本方針

交通の確保は、災害応急対策の成否に係わる重要な課題であり、かつ、総合的な調整が必要であり、各機関と協議のうえ、災害対策本部が所要の調整を行う。

(2) 実施計画

- ア 道路管理者に対し、道路の被災状況及び復旧見込み等に関する報告を求める。
- イ 関係機関等に対し、交通規制、応急復旧、交通手段確保等に関し必要な要請を行う。

2 緊急交通路確保のための交通規制

(1) 基本方針

県公安委員会(警察)は、大規模な災害が発生した場合や、災害が発生しようとしている場合において、応急対策活動のため緊急交通路を確保する必要がある

ときは、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急通行車両等の通行を確保するための交通規制を実施する。

この場合、原則として、あらかじめ定めた「緊急交通路指定予定路線」から、被災の範囲や被災状況に応じて緊急交通路として指定し、広域、外周、被災地域の段階的交通規制により、緊急通行車両等の通行を確保するものとし、被災直後は、被災地域における被災者の救助等の緊急車両の通行を最優先とした区域交通規制を実施する。

(2) 実施計画

発災時は、緊急交通路確保のため、道路管理者等が協力し、速やかに道路、橋梁、交通状況、信号機の作動状況等を把握し、道路の通行可否を判断する。

3 緊急交通路確保のための道路啓開等

(1) 基本方針

県警察が行う緊急交通路確保計画と整合しながら、第1次緊急輸送道路指定路線から順次道路啓開及び応急復旧を進める。指定路線の道路啓開及び応急復旧に日数がかかる場合は指定路線以外の道路を緊急交通路として確保する。

また、応急復旧にあたっては、各機関が連絡協議し、優先順位をもってできる限り早期の緊急交通路確保に留意する。

(2) 実施計画

ア 市管理道路の緊急交通路を確保するため、警察、消防、地元等と連携をとり、必要な交通規制を実施する。

イ 市は、応急対策を実施するための緊急交通路を確保するため、市管理道路の機能確保を図る。また、市管理道路以外の道路についても、各道路管理者の要請に基づき、可能な範囲で応援する。

なお、市管理道路の応急復旧対策について応援を必要とするときは、関係機関に応援を要請する。

ウ この計画に定める緊急交通路から先の輸送拠点までの取付け道路や、各避難所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を実施する。

エ 緊急交通路が使用不能となった場合は、市道、林道等指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて県等の関係機関に対して応援を要請する。

4 緊急通行車両等確認事項

(1) 基本方針

災害応急対策を円滑・迅速に実施するためには、対策用車両が優先して通行できる交通規制が重要であるが、その前提として一般車両と応急対策用車両を区別するため、緊急通行車両等であることの確認を行う。

(2) 実施計画

緊急通行車両等の確認事務は、県（知事）及び警察（県公安委員会）において行う。また、「緊急通行車両等事前届出済証」「規制除外車両事前届出済証」を所有している車両に対する手続きは、県及び警察（警察本部交通規制課、警察署、検問等）において行う。

5 輸送手段の確保

(1) 基本方針

災害時の輸送は、緊急にして大量な輸送手段を必要とすることから、輸送関係各機関の協力のもと、迅速な輸送力確保と円滑な輸送を推進する。

(2) 実施計画

計画の定めるところにより自ら輸送力の確保に努める。この場合において、自ら調達することが不可能な場合やヘリコプターを必要とするときは、直ちに県に対して調達を要請する。

要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等についてできる限り調達内容の詳細を連絡する。

6 輸送拠点の確保

(1) 基本方針

緊急輸送が円滑に推進されるためには、受入れた物資を拠点に一旦集積し、各避難所に分別して発送することが効率的である。ヘリコプターによる輸送も考慮し、陸上と航空の輸送が一元的に実施できる拠点を設定する。

(2) 実施計画

ア 地域内物資輸送拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。

また、輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

イ 各避難所での必要物資の要請にあたっては、輸送拠点と連絡を密にする。

第10節 障害物の処理活動

(建設課)

第1 基本方針

発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始する必要があることから、これら活動を阻害する道路上の放置車両や立ち往生車両、被災車両及び倒壊物件等による交通障害物を直ちに除去し、作業車両、救援車両の交通路を優先して確保しなければならない。

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。

また、障害物の集積、処分にあたっては、集積場所の確保に加え、複雑な所有・権利関係を考慮に入れ、速やかな物件の集積、処分ができるよう措置する必要がある。

第2 主な活動

- 1 障害物の除去処理については、関係機関との連携のもと、原則として障害となっている物件所有者又は管理者が行う。
- 2 除去障害物の集積、処分については、原則として除去障害物の所有者又は管理者が集積場所を事前に選定・確保するとともに、速やかな処分を行う。

第3 計画の内容

1 障害物除去処理

(1) 基本方針

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の交通路を優先して確保するため、障害物の権利関係に留意しつつ、緊急輸送道路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。

(2) 実施計画

ア 障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後に支障が生じないように配慮して行う。

イ 放置車両等の移動等

(ア) 市管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

(イ) 運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

ウ 応援協力体制

(ア) 市内に所在する関係機関から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。

(イ) 市のみで実施することが困難な時は、県等に応援・協力を要請する。

2 除去障害物の集積、処分方法

(1) 基本方針

障害物の集積、処分は、その障害物の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となる等の事後、支障が生じないよ

う、集積場所を確保するとともに、障害物の権利関係を事前又は発災後直ちに確認し、速やかに物件の集積、処分を行う。

(2) 実施計画

ア 障害物の集積、処分の方法

(ア) 自らの組織、要員、資機材を用い、又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。

(イ) 集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後に支障が生じないように配慮して行う。

イ 必要な資機材等の整備

(ア) 資機材及び要員の調達、提供にあたっては、建設業協会等との協定に基づき確保する。

(イ) 建設業協会等との協定に基づき調達された資機材等の集積場所又は要員の集合場所は、集積又は処分作業現場等とする。

ウ 障害物の集積場所

集積場所は、それぞれの実施者が判断するものとするが、概ね次の場所において保管・処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ場所を選定する。

(ア) 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適切な場所

(イ) 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適切な場所

(ウ) 障害物が二次災害の原因になる恐れのない場所

(エ) 広域避難地として指定された場所以外の場所

エ 応援協力体制

(ア) 市内に所在する各関係機関等から集積、処分について応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。

(イ) 市のみでの実施が困難なときは、県等に応援・協力を要請する。

第11節 避難受入及び情報提供活動

(危機管理課、企画財政課、建設課、福祉課、市民課
子育て支援課、生涯学習課、学校教育課、スポーツ課)

第1 基本方針

災害発生時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され、市民の身体、生命に大きな被害を及ぼす恐れがあるため、避難・誘導についての的確に対応するとともに、要配慮者についても十分考慮する。

特に、土砂災害警戒区域等内に所在している要配慮者利用施設への避難情報の伝達や避難指示、警戒区域の設定及び避難誘導の実施にあたっては十分配慮する。

第2 主な活動

- 1 市長は適切に避難指示を発令し、速やかにその内容を市民に周知する。
- 2 必要に応じて警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導にあたっては要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
- 4 避難者のために指定避難所を開設し、良好な避難生活環境を確保する。
- 5 市及び県は、広域的な避難が必要な場合は、相互に連携し、速やかな避難の実施に努める。
- 6 市及び県は、速やかに住宅の確保等を行う。
- 7 市、県及び関係機関は、被災者等へ的確な情報提供を行う。

第3 活動の内容

- 1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

(1) 基本方針

災害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、市民に対し状況に応じて避難指示等が発令し伝達する。

発令者は、関係機関相互に緊密な連携を図り、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示等が発令した場合は、速やかにその内容を市民に周知する。その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたこと等が誰もが理解できるよう伝えることに努める。

また、避難指示等の発令に資する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難行動等を促す。

避難情報等 (警戒レベル)				河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)	
警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報(警戒レベル相当情報) 浸水の情報(河川) 土砂災害の情報(河川)	
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保	5 相続	氾濫発生情報 大雨特別警報 (土砂災害)
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難! > ~~~~~					
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	4	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	3	氾濫警戒情報 洪水警報 大雨警報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報	2 相続	氾濫注意情報 ---
1	今後気象状況悪化 の恐れ	災害への危機感を高める	早期注意情報	1 相続	---

(2) 実施計画

ア 実施機関

実施事項	機関等	根拠	対象災害
高齢者等避難	市長	災害対策基本法第56条	災害全般
避難指示	市長	災害対策基本法第60条	災害全般
	知事	災害対策基本法第60条	災害全般
	水防管理者	水防法第29条	洪水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第94条	災害全般
緊急安全確保	市長	災害対策基本法第60条	災害全般
	知事	災害対策基本法第60条	災害全般
	警察官	災害対策基本法第61条	災害全般
指定避難所の開設、受入	市長		災害全般

知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市長の事務を、市長に代わって行う。

イ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味

(ア) 「高齢者等避難」

災害が発生するおそれがある場合において、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう、必要な情報の提供その他必要な配慮をすること。

(イ) 「避難指示」

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等（居住者、滞在者その他の者をいう。以下同じ。）に対し、避難のための立退きを指示すること。

(ウ) 「緊急安全確保」

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への避難、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示すること。

ウ 措置及び報告、通知等

(ア) 市長の行う措置

a 高齢者等避難

災害リスクのある区域等の高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者をいう。）が危険な場所から避難するべき状況において、必要があると認めるときは、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、高齢者等避難を発令する。

(a) 長野地方気象台から大雨警報（土砂災害）又は洪水警報が発表され、避難を要すると判断される地域

- (b) 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報）が発表され、避難を要すると判断される地域
- (c) 河川が避難判断水位に到達し、避難を要すると判断される地域

また、高齢者等以外の者に対しても、不要不急の外出を控え、避難の準備を整えるとともに、必要に応じて自主的に避難するよう呼びかける。

#### b 避難指示

災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、避難指示を発令する。

- (a) 長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域等）
- (b) 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫危険情報）が発表され、避難を要すると判断される地域
- (c) 河川が氾濫危険水位に到達し、避難を要すると判断される地域
- (d) 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断される地域
- (e) 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域
- (f) 地すべりにより著しい危険が切迫している地域
- (g) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域
- (h) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- (i) 避難路の断たれる危険のある地域
- (j) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- (k) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

このほか、土砂災害や洪水については、風水害対策編に準じて対応するものとする。

なお、地震発生時には、気象警報等の発生基準が引き下げられる場合があることに留意する。

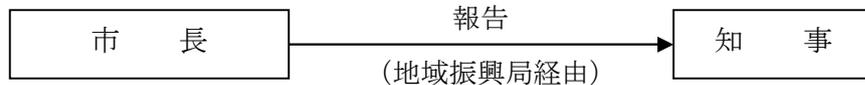
#### c 緊急安全確保

居住者等が身の安全を確保するために立退き避難をすることがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市長が特に促したい場合に、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、緊急安全確保を発令する。

- (a) 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される地域
- (b) 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域

なお、災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

d 報告（災害対策基本法第60条等）



（報告様式は、本章第2節「災害情報の収集・連絡活動」参照）

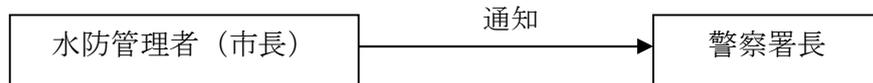
※ 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

(イ) 水防管理者の行う措置

a 指示

水防管理者は、洪水のはん濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難のため立ち退きを指示する。

b 通知（水防法第29条）



エ 避難指示等の時期

上記ウ（ア）に記載する地域が発生すると予想され、市民の生命及び身体を災害から保護するため必要とするときに発する。

なお、避難指示等を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

オ 避難指示等の内容

避難指示の発令に際して、次の事項を明確にする。また、高齢者等避難の伝達も同様とする。

- (ア) 発令者
- (イ) 発令日時
- (ウ) 避難情報の種類
- (エ) 対象地域及び対象者
- (オ) 指定緊急避難場所
- (カ) 避難の時期・時間
- (キ) 避難すべき理由
- (ク) 住民のとるべき行動や注意事項
- (ケ) 避難の経路又は通行できない経路
- (コ) 危険の度合い

カ 市民への周知

(ア) 避難指示、高齢者等避難の発令者は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等あらゆる広報手段を通じ、又は直接市民に対し周知する。

避難の必要がなくなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の状況に配慮した方法により、確実に伝達する。

(イ) 市長は、他の発令者と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。

(ウ) 市長は、災害による危険区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを

知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定め、あらかじめ周知しておく。

(エ) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、市長は県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

県は災害時における放送要請に関する協定に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険区域の市民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

(オ) さまざまな環境下にある市民や要配慮者利用施設の施設管理者等及び地方公共団体職員へ警報等が確実に伝わるよう、同報系防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用し、避難情報等の伝達手段の多重化、多様化を図る。

(カ) 避難情報や災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、市民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。

#### キ 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

災害発生後直ちに、必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用し、民生児童委員、自主防災組織、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の避難支援をするとともに、安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

#### ク 市有施設における避難活動

災害発生時においては、浸水、火災、ガス管の破損等により、利用者及び職員に被害を及ぼす恐れがあるため、利用者の避難に係る的確な応急対策を行うとともに、要配慮者に十分配慮する。

(ア) 施設の管理者は、災害時において利用者に危険があると予想される場合又は利用者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。

(イ) 避難指示等が発令された場合は、速やかに内容を庁内放送、自衛消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

## 2 警戒区域の設定

### (1) 基本方針

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

### (2) 実施計画

#### ア 実施者

(ア) 市長、市職員（災害対策基本法第63条）

(イ) 水防団長、水防団員、消防職員等（水防法第21条）

(ウ) 消防吏員、消防団員（消防法第28条）

(エ) 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）

(オ) 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛

官（災害対策基本法第63条第3項―市長又はその職権を行う者がその場  
にいない場合に限る。）

#### イ 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するときは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、次の3点である。

(ア) 避難の指示が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて立入制限、禁止及び退去命令により、その地域の住民の保護を図ろうとするもの。

(イ) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行われる場合が多い。

(ウ) 避難の指示については、その罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様、関係機関及び市民にその内容を周知する。

エ 上記(2)ア(オ)の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

### 3 避難誘導活動

#### (1) 基本方針

避難指示等の発令者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。

#### (2) 実施計画

ア 上記1(2)アの実施機関が実施する対策

##### (ア) 誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者等、避難行動要支援者を優先する。

##### (イ) 誘導の方法

a 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示する。

b 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生の恐れのある場所を避け、安全な経路を選定する。

c 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

d 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し安全を期する。

e 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

f 高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、市が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。

また、市民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。

g 避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。

h 災害地が広範囲で大規模な避難のため移送を必要とし、市において処置できないときは、地域振興局を経由して県へ応援を要請する。

また、状況によっては、直接他の市町村、警察署等と連携して実施する。

i 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器等の照明具を最大限活用、安全の確保に配慮する。

j 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

(ウ) 避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立ち退きにあたって、必要に応じ携帯品を最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

イ 市民が実施する対策

(ア) 要避難地区で避難を要する場合

市民等は、電源のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等の出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。

この場合、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。

#### 4 避難所等の開設、運営

##### (1) 基本方針

市は、受入れを必要とする被災者の救出のために指定避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、指定避難所における良好な生活環境確保のため、必要な措置をとる。

その際、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベット等（睡眠））に関する環境確保について、県、関係団体等と連携し対策を講じる。

##### (2) 実施計画

ア 災害のため現に被害を受け、又は受ける恐れのある者で避難しなければならない者を、一時的に受入れ保護するため指定避難所を開設する。

また、指定施設が使用できないときは、必要に応じ指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得る。

イ 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

ウ 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

エ 避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。

オ 指定避難所における正確な情報の伝達や、食料・水の調達・配給、清掃等について、次の者の協力が得られるよう努める。

(ア) 避難者

(イ) 市民

(ウ) 自主防災組織

(エ) 他の地方公共団体

(オ) ボランティア

(カ) 避難所運営について専門性を有したNPO等の外部支援者

カ 指定避難所の運営は、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する

- 運営に早期に移行できるよう支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。
- キ 避難者に係る情報の早期把握に加え、指定避難所で生活せず食事の提供を受けるため来場する避難者等に対して、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談等の保健医療サービスの提供、正確な情報伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- ク 避難が長期にわたる場合、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。
- ケ 指定避難所における生活環境について以下の事項に注意を払い、必要な措置をとることで、常に良好なものであるよう努める。
- (ア) トイレの設置状況等の把握に努め、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレ設置への配慮
  - (イ) 食事供与の状況の把握に努め、栄養バランスの取れた適温の食事の提供
  - (ウ) 避難所開設当初からパーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置
  - (エ) 入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保
  - (オ) 避難の長期化等に応じて、避難者の健康状態や指定避難所の環境状況の把握
    - a パーテーション等によるプライバシーの確保状況
    - b 段ボールベッド等の簡易ベッドの設置状況
    - c 入浴施設設置の有無及び利用頻度
    - d 洗濯等の頻度
    - e 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度
    - f 暑さ・寒さ対策の必要性
    - g 食料の確保、配食等の状況
    - h し尿及びごみの処理状況
  - (カ) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握
- コ 指定避難所における感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講じるよう努める。
- サ 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女双方のニーズ等に配慮する。特に、指定避難所における男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保に留意するとともに、女性用の更衣室、授乳室や女性専用の物干場の設置や、女性による生理用品、女性用下着の配布等について、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。
- シ 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体と連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

- ス 災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。
- セ 指定避難所への収容及び指定避難所の管理運営に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、市民やNPO・ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。
- (ア) スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器等供給等の整備を行う。
  - (イ) 異性に介助される要介助者、性的マイノリティの方等が利用しやすいように、性別を問わず利用できるトイレ、更衣室等を設置するよう努める。
  - (ウ) 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。
  - (エ) 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。
    - a 介護職員等の派遣
    - b 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
    - c 病院や社会福祉施設等への受け入れ
  - (オ) 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
  - (カ) 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等、要配慮者に対する情報提供体制を確保する。
- ソ 指定避難所の管理運営にあたり、災害の規模が大きく、市において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し協力を依頼する。
- タ 保育園、小・中学校における対策
- (ア) 保育園、小・中学校が避難所となった場合、学校等の長はできるだけ速やかに学校等を開放する。そのため、夜間や休日等の災害の発生に備え、あらかじめ開錠の方法や教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底する。  
また、学校等としての教育機能維持の観点から、避難所として使用させる場所について、あらかじめ優先順位等を決める。
  - (イ) 学校等の長は、避難所の運営について、市の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確に定め、避難者の収容、保護に努める。
  - (ウ) 児童・生徒等が在校時に災害が発生し、小・中学校等が地域の避難所となった場合、学校等の長は児童・生徒等と避難者との間の混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期すとともに、避難者と児童・生徒等の避難場所に区分を設ける。
- チ 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- ツ やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- テ 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対して提供する。
- ト 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うた

めのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

ナ 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努める。

ニ 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

ヌ 必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

## 5 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動

### (1) 基本方針

広域避難及び広域一時滞在については、市、県及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努める。

### (2) 実施計画

#### ア 広域避難の対応

##### (ア) 協議等

災害の予測規模、避難者数にかんがみ、市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該地の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

##### (イ) 実施

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

##### (ウ) 避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供するよう努める。

#### イ 広域一時滞在の対応

##### (ア) 協議等

被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該地の都道府県との協議を求めることができる。なお、広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

##### (イ) 広域的避難収容活動の実施

政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容

容活動を実施する。

## 6 住宅の確保

### (1) 基本方針

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた市民に対して、早期に生活基盤が安定するよう市及び県は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅又は住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が住宅の提供を行うが、適用されない場合は必要に応じて市が住宅の提供を行う。

### (2) 実施計画

ア 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。

イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げや、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。

ウ 災害救助法が適用された場合、県に対し災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。

(ア) 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。

(イ) 応急仮設住宅の建設のため、市公有地又は私有地を提供する。

(ウ) 被災者の状況を調査し、入居者の決定に協力する。

(エ) 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。

エ 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。

オ 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村に情報を提供する。

カ 応急仮設住宅の運営管理にあたっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するため、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、運営に女性の参画を推進し、生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて家庭動物の受入れについても配慮する。

## 7 被災者等への的確な情報提供

### (1) 基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するよう努める。

### (2) 実施計画

ア 県及び市は、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

イ 市は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難所の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努める。

ウ 市自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努める。

- エ 市及び県は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、安否情報、二次災害の危険性に関する情報、ライフラインや交通施設等の復旧情報、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等について、正確な情報を適切に提供する。情報の提供にあたっては、市域内すべての者に同じく情報が伝達されるよう配慮する。
- オ 市及び県は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。  
特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については、チラシの張り出し、配付等の紙媒体や広報車での情報提供についても検討する。
- カ 市及び県は、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- キ 市及び県は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利や利益を不当に侵害することのないよう配慮し、災害発生直後の消防、救助等人命に係わる緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で可能な限り安否情報を回答するよう努める。なお、安否情報の適切な提供のため、必要に応じて警察、消防及び関係機関と協力し、被災者に関する情報の収集に努める。
- ク 県及び市は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。
- ケ 県及び市は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。

## 第12節 孤立地域対策活動

(危機管理課、庶務課、企画財政課、市民課、福祉課、観光課、建設課)

### 第1 基本方針

災害時における孤立の状況は大別して、情報通信の孤立と、交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における被害実態の把握を困難にして人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域の住民生活に大きな影響を与える。

孤立が想定される地域での災害応急対策は、常にこれを念頭に置き、次の優先順位をもってあたる。

- 1 被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速実施
- 2 緊急物資等の輸送
- 3 道路の応急復旧による生活の確保

### 第2 主な活動

- 1 孤立が想定される地域に対しては、関係機関等と連絡をとり孤立の有無を確認するとともに、被害状況の把握に努める。
- 2 交通の断絶地域に対しては、ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施するとともに、観光客等の滞在者の救出等にも配慮する。
- 3 通信の途絶地域に対しては、移動系の無線機器等の活用を検討するほか、職員等を派遣する等、通信手段の確保に努める。
- 4 緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、県に対し、ヘリコプターの支援を要請し、ヘリコプターによる輸送を行う。
- 5 迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のため最低限の交通を早期に確保する。

### 第3 活動の内容

#### 1 孤立実態の把握対策

##### (1) 基本方針

応急対策の初動活動は、被害実態の把握から始まるが、通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。発災時には、平素からの孤立想定に基づき、直ちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認する。

##### (2) 実施計画

ア 交通手段の寸断状況や、電気、通信等のライフラインの途絶・復旧見込み、住民の物資の備蓄状況、道路啓開に要する時間といった市民生活への影響を勘案し、孤立状況を把握するとともに、被害の概要について情報収集を行い、県に対して直ちに速報する。

イ 孤立予想地域に対し、NTT回線及び防災行政無線等を活用して、孤立状況の確認を行う。

#### 2 救助・救出対策

##### (1) 基本方針

災害発生時には人命の救助を第一とした活動を行い、引き続き、孤立地域から

の救出活動を実施する。

(2) 実施計画

- ア ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県へ速報する。
- イ ヘリコプターの要請に際しては、救助場所にヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等できる限り多くの情報を収集して報告する。
- ウ 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣に配慮する。
- エ 孤立区域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難所の有無等について検討し、必要に応じて県又は他の市町村の応援を得て救出を実施する。

3 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

NTT回線等が不通となった場合、孤立地域での実態を把握し、必要な連絡をすることが不可能になる。情報上の孤立状態をまず解消するため、関係機関と協力して早急に応急的な情報伝達回線を確保する。

(2) 実施計画

- ア 職員の派遣、地域防災行政無線、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法により情報伝達手段の確保に努める。
- イ 市民が実施する対策  
農道、林道等の使用可能な迂回路の活用とアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、市民自ら市等との連絡確保に努める。

4 食料品等の生活必需物資の搬送

(1) 基本方針

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施する。この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行うほか、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

(2) 実施計画

- ア 迂回路による輸送の確保に努めるとともに、ヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、県に対してヘリコプターによる支援を要請する。
- イ 市民が実施する対策
  - (ア) 孤立地域内においては、食料品等を相互に融通しあい、地域全体として当面の生活確保について協力しあう。
  - (イ) 市民自らも隣接地域及び市等との連絡確保に努める。

5 道路の応急復旧活動

(1) 基本方針

孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、優先度に応じ最低限度の輸送路をまず確保する。

(2) 実施計画

- ア 孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順

に一刻も早い交通確保に努める。

## 第13節 食料品等の調達供給活動

(危機管理課、庶務課、福祉課、農林水産課)

### 第1 基本方針

災害発生後、被災地域における食料の調達・供給は、被災地域の状況をいち早く把握し、備蓄食料を被災者に対し支給する。

また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料品等の調達供給活動を行うとともに、日本赤十字奉仕団大町市地区、その他民間ボランティア等の協力を得る。

### 第2 主な活動

- 1 備蓄食料では不足が予想される場合には、県への要請、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等の協定により食料品を調達する。
- 2 備蓄食料、協定等により調達した食料を速やかに供給する。

### 第3 活動の内容

#### 1 食料品等の調達

##### (1) 基本方針

被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が支給されるまでの間、市や県の備蓄食料により対応する。また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料等の調達活動を行う。

##### (2) 実施計画

ア 市の非常用食料の備蓄量を超える供給が必要となった場合は、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて、災害時応援協定に基づく各事業者、県災害対策本部室に対して食料の供給について種類及び数量を明示して要請を行う。

イ 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

#### 2 食料品等の供給

##### (1) 基本方針

食料品等の調達活動により調達した食料を、迅速かつ円滑に被災者等に供給するための活動が必要である。

関係機関は、被災地の状況をいち早く把握し、連携をとり活動する必要がある。また、ボランティア等の協力を得る。

##### (2) 実施計画

ア 災害発生時に被災者に対する食料の供給が必要な場合、まず備蓄食糧を供給する。

イ 市は、計画等で定めた非常用食料の必要量を超える供給が必要となった場合は、県災害対策本部室に対して要請を行って調達した食料を被災者等に対して供給する。

ウ 食料品等の供給活動については、必要に応じてボランティア等の協力を得て実施する。

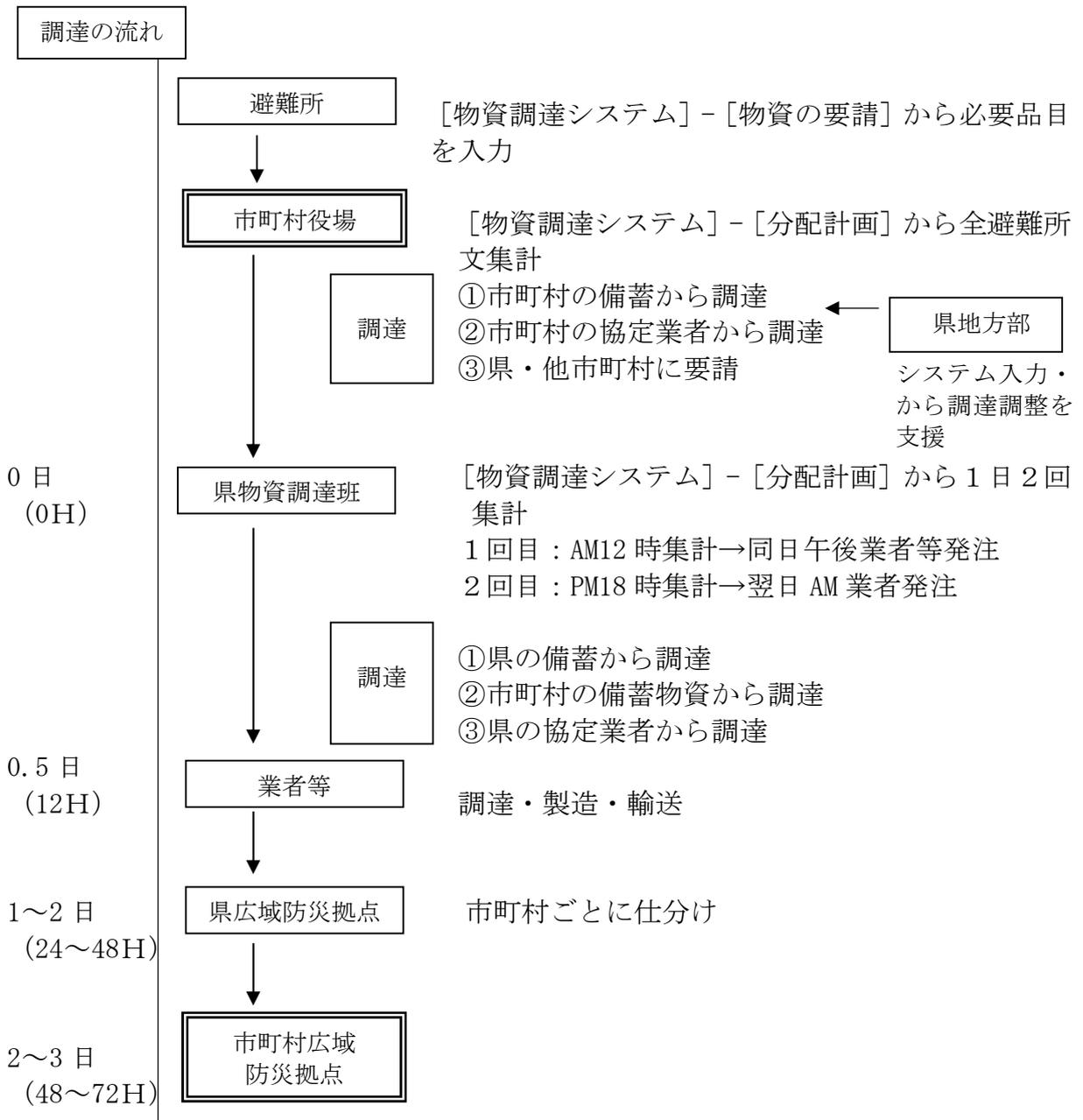
エ 市民が実施する対策

市民は、手持ちの食料を融通しあう等、状況に応じて行動するよう努める。

〈 応急用米穀の供給基準 〉

供給の対象	精米必要量
1 被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米200グラム
2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米300グラム

〈 食料品・生活必需品の県への調達要請フロー 〉



## 第14節 飲料水の調達供給活動

(上下水道課)

### 第1 基本方針

飲料水の調達は、水源地、緊急遮断弁等により確保された配水池の貯留水、貯水槽（プール）、井戸等へろ過器等を搬入し確保した水、並びにボトルウォーターにより行うこととし、水の確保が困難な場合は、他市町村からの応援給水により調達する。

また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、病院等を中心に、給水車、給水タンク等により行い、被災の規模により市単独では給水活動が困難となる場合には、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱に基づき他市町村に応援給水を要請する。

### 第2 主な活動

- 1 被害状況の確認、情報の収集、調達可能な飲料水の確認等を行い、円滑な飲料水の確保を行う。
- 2 飲料水を供給するため、応急給水を行うとともに、速やかに応急復旧作業を実施し給水機能の回復に努める。

### 第3 活動の内容

#### 1 飲料水等の確保

##### (1) 基本方針

飲料水については、水源地、緊急遮断弁等により確保された配水池の貯留水、貯水槽（プール）、井戸等へろ過器等を搬入して確保する。また、飲用可能な井戸水も利用する。

被災地で水の確保が困難な場合は、災害時応援協定に基づく各事業者、相互応援要綱等に基づき他事業者からの応援給水により調達する。

##### (2) 実施計画

- ア 被害状況の確認を行い、飲用可能な飲料水を確保する。
- イ 貯水槽（プール）、井戸等へろ過器を搬入し、飲料水を確保する。
- ウ 市での対応が困難な場合は応援要請を行う。
- エ 市民が実施する対策として、自主的にポリタンク等給水用具を確保する。

#### 2 飲料水等の供給

##### (1) 基本方針

断水世帯、避難所及び病院等に対し応急給水を実施し、飲料水の供給に努める。また、速やかな応急復旧作業により、給水機能の回復を図る。

##### (2) 実施計画

- ア 断水地域の把握等、情報の収集を行う。
- イ 出動体制、給水拠点の確保、確認を行う。
- ウ 給水用具の確保を行う。
- エ 災害のため水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、給水車、給水袋、ボトルウォーター等により、1人1日3リットルの

飲料水を供給する。

オ 応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の供給を図る。

カ 被災の状況により、市のみでは対応できないときは、他市町村、県又は自衛隊の応援を要請する。

キ 復旧作業にあたり、指定工事店等との調整を行う。

ク 市民に対し、飲料水の供給に関する広報活動を行う。

## 第15節 生活必需品の調達供給活動

(危機管理課、福祉課)

### 第1 基本方針

災害発生後、市民の避難所等での状況等をいち早く把握し、備蓄品を供給する。なお、被害状況に応じて、市のみで対応できない場合は県等へ要請し、迅速な調達・供給活動を行う。

なお、被災地で必要とされる物資は時間の推移とともに変化することから、時宜に適した物資の調達に留意する。また、避難所における感染症感染拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含める等、被災の状況を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、性別によるニーズの違いに配慮する。

### 第2 主な活動

- 1 被害状況等による生活必需品の不足状況・被災者の要望等を調査し、市で調達できないものについて、県の協力を要請する。
- 2 調達した生活必需品を迅速に供給する。

### 第3 活動の内容

#### 1 生活必需品の調達

##### (1) 基本方針

被災者の生活の維持に必要な生活必需品の種類・量等について、被災者のニーズを把握し、必要な物資の効率的な調達・確保に努める。

##### (2) 実施計画

災害の状況を把握し、被災者の生活の維持に必要な生活必需品について、応援協定の締結先等と連携して調達・確保に努め、不足する物資については県へ要請する。

特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等の要配慮者については、介護用品、育児用品等要配慮者の状況に応じた生活必需品の調達・確保に十分配慮する。

#### 2 生活必需品の供給

##### (1) 基本方針

調達・確保した生活必需品等を、自治会及びボランティア団体等の協力を得つつ、被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・分配する。

##### (2) 実施計画

ア 避難所等の充足状況等を把握し、調達・確保した生活必需品を必要に応じて、関係機関、ボランティア団体等の協力を得つつ、被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給し分配する。

特に、要配慮者については、供給・分配について優先的に行う等十分配慮する。

イ 市民は、手持ちの生活必需品等を融通し合う等、状況に応じて行動するよう努める。

## 第16節 保健衛生、感染症予防活動

(市民課、生活環境課、福祉課)

### 第1 基本方針

被災後、復旧までの間の被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握、健康相談等の保健活動、感染症の発生予防・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

### 第2 主な活動

- 1 保健師により被災者の健康相談等を行うとともに、避難所における健康意識の維持、向上に努める。また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による栄養指導を行うとともに、食品衛生上の危害防止のための措置を講ずる。  
さらに、歯科衛生士による口腔衛生指導を行うとともに口腔衛生の維持に努める。
- 2 平常時から感染症予防対策用資機材の整備及び組織の明確化を図り、災害時には、衛生指導及び健康調査等の感染症予防活動を速やかに行う。また、感染症発生時は、疫学調査や患者への医療提供及び消毒等のまん延防止措置を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 保健衛生活動

##### (1) 基本方針

災害発生直後より、被災地及び避難所等に保健師、管理栄養士及び歯科衛生士を派遣し、被災者の救護及び健康管理のための保健活動を行う。

また、被災世帯及び避難所等における健康管理を継続的に行い、避難所等の環境整備に取り組むとともに、心のケアのため必要に応じ精神科医師等を派遣する。

このほか、被災者の食料確保の状況を把握し、関係機関と連携のうえ栄養改善及び食品衛生管理に必要な措置を講ずる。

##### (2) 実施計画

ア 被災者の避難状況を把握し、大町保健福祉事務所に置かれる地方部保健福祉班に報告するとともに被災者台帳等に反映する。

イ 被災者の健康を確保するために避難所等の整備に努め、健康相談等を行う。

ウ 県と連携し、要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。

エ 被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、集団給食施設等の復旧活動等を速やかに推進する。

##### (3) 市民が実施する対策

ア 医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努める。

イ 市民相互の助け合いを大切にし、自らもボランティアとしての活動を行う。

#### 2 感染症予防対策

##### (1) 基本方針

感染症予防対策用物品及び器具の整備及び訓練、資機材の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防を行う。

また、感染症の発生を未然に防止するため、関係機関と密接な情報交換を行い、感染症予防対策を行う。

なお、感染症が発生した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者への医療提供、消毒の実施等の措置を迅速に行い、まん延防止を図る。

## (2) 実施計画

ア 災害時の迅速な感染症予防対策に備え、県に準じて感染症予防対策のための組織を明確化するとともに、緊急連絡網及び人員配置等の事前の感染症予防計画を樹立し、被災時には迅速に対応する。

イ 災害発生に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練（点検を含む。）、機材の確保を図る。

ウ 感染症発生予防のため、感染症予防対策のための組織を設け、速やかな感染症対策活動が開始するとともに、県が実施する対策と一体的な活動を行う。

エ 感染症の発生を未然に防止するため、大町保健福祉事務所及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を講ずる。

また、避難所の施設管理者を通して、衛生に関する自治組織を編成させ、予防のための指導の徹底を図る。

オ 災害時は、感染症対策活動に要する器具機材の必要量を速やかに把握し、不足分の入手に努める。

カ 被災地における発生、拡大がみられる場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。

また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

キ 関係団体の協力を得て、災害防疫実施要綱に基づき、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を取りまとめるとともに、大町保健福祉事務所を経由して県へ報告する。

ク 感染症対策活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、大町保健福祉事務所を経由して県に提出する。

ケ 災害感染症対策活動終了後、災害に要した経費を他の感染症対策活動に要した経費とは明確に区分して把握する。

なお、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、大町保健福祉事務所を経由して県に提出する。

コ 避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御規制チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請する。

サ 市民が実施する対策

市が行う広報、衛生組織を通しての指導を参考にして、居住地域の衛生の確保に努める。また、避難所においては、市の指導のもと施設管理者が中心となり、衛生に関する自治組織を編成して、感染症予防に努める。

## 第17節 行方不明者の捜索及び対応等の活動

(福祉課、生活環境課)

### 第1 基本方針

災害発生時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索は、市が警察署、消防機関等の協力のもとに実施する。

また、災害発生時における検視及び遺体の身元確認は、長野県警察災害警備計画により行うこととされているが、検視にあたっては、臨床法医病理会、警察協力歯科医師会との連携を密にして、医師会、歯科医師会、医療機関による救護班等の協力を得て行う。

多数の死者が生じた場合は、広域的な応援により、処理を遅滞なく進める。

### 第2 主な活動

関係機関との連携を密にし、行方不明者の捜索及び遺体の検視を行うとともに、多数の死者が生じた場合は、衛生上の問題及び人心の安定を図る見地からの確な遺体対策を施す。

### 第3 活動の内容

#### 1 行方不明者の捜索及び対応

##### (1) 基本方針

- ア 行方不明者の捜索は、市が警察、消防機関等の協力のもとに行う。
- イ 災害時において多数の死者が生じた場合、遺体収容所の確保、身元確認、縁故者への連絡、身元が判明しない遺体の埋・火葬等についての確な対応を行う。
- ウ 検視については、発見地を管轄する警察署長が行い、検視の主目的は死因の究明と身元確認資料の収集であり、不自然な遺体があれば検視規則による司法検視・解剖に移行する。
- エ 検視場所、遺体安置場所等をあらかじめ設定するとともに、避難所との兼ね合いや建物崩壊等により、その場所が使用不可能となる場合には、空地にテントを設置して検視活動を行うことも考慮する。

##### (2) 実施計画

- ア 行方不明者の捜索を、警察、消防機関等の協力のもとに実施する。
- イ 被災現場付近の適当な場所に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。  
また、収容に必要な機材を確保する。
- ウ 収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定める。
- エ 身元が判明しない遺体の埋・火葬を行う。
- オ 外国籍市民等の遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、遺体の措置について協議する。
- カ 火葬許可証発行事務処理体制の整備を行う。
- キ 遺体の運搬、棺及び火葬場の不足等遺体の処置等に関して、他の地方公共団体等からの応援を必要とする場合は、「長野県広域火葬計画」等に基づき要請する。

## 第18節 廃棄物の処理活動

(生活環境課)

### 第1 基本方針

災害発生後の廃棄物、し尿の適正な処理は、環境の保全、公衆衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。被災地における廃棄物・し尿の処理活動の実施とともに、必要に応じて広域応援により処理を行う。

### 第2 主な活動

- 1 廃棄物・し尿の迅速かつ適正な処理のための活動を行う。
- 2 処理能力を超える場合は、広域応援による処理を図る。

### 第3 活動の内容

#### 1 廃棄物・し尿処理対策

##### (1) 基本方針

被災地における衛生的な環境を確保するため、廃棄物の処理活動を行う。

##### (2) 実施計画

ア 災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等を把握するとともに、県に対し報告する。

イ 被災地における環境保全の緊急性を考え、要員の臨時雇用、機材リース等の措置を講じて、廃棄物の早期処理体制の確立を図る。

ウ 下水道供用地域等で、災害によりトイレが使用不能になった場合は、必要に応じて仮設トイレを設置する等の対策を講ずる。

エ 生ごみ、し尿等、腐敗性廃棄物については防疫に留意し、可能な限り早期の収集に努める。

オ 災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、必要に応じて仮置き場を設ける。この場合、設置場所、周辺環境等に十分注意を払う。

カ 収集にあたっては、処理施設の負担軽減を図るため、被災状況に応じ、できる限り平時の分別区分による収集に努める。

キ 廃棄物、し尿の処理に当たる処理業者が不足する場合は、県に手配を要請する。

ク 災害廃棄物の処理に要した経費及び廃棄物処理施設の現状復旧に要した経費について、国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後速やかに地域振興局に報告する。

ケ 市民が実施する対策として、災害により発生したごみはできる限り分別し、市が指定した場所に搬入するとともに、集積場所の衛生確保に協力する。

#### 2 廃棄物処理の広域応援

##### (1) 基本方針

発生した廃棄物の量、廃棄物処理施設の被害状況等により、被災した地方公共団体のみでは処理が困難と認められるときは、広域的な応援を要請する。

(2) 実施計画

収集・処理に必要な人員、機材、廃棄物の処理能力が不足する場合は、近隣市町村に応援を要請する。

## 第19節 社会秩序の維持、物価安定に関する活動

(危機管理課、市民課、商工労政課)

### 第1 基本方針

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想され、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

### 第2 主な活動

- 1 災害発生後の社会秩序を維持するための活動を実施する。
- 2 災害発生後の物価の安定、物資の安定供給を図る。

### 第3 活動の内容

#### 1 社会秩序の維持

##### (1) 基本方針

災害発生時には、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。

従って、社会秩序を維持するため、関係機関の適切な措置により、このような事犯を未然に防止するとともに、悪質な者を検挙する必要がある。

##### (2) 実施計画

ア 広報啓発活動の推進

イ 防犯協会等の自主防犯組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安定に関する情報提供等の実施

#### 2 物価安定、物資の安定供給

##### (1) 基本方針

災害の発生により、物流経路の断絶、市場機能の低下、小売店舗の閉鎖等から、生活必需品等の供給不足や品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等が起こる恐れがある。このため、物価の安定、物資の安定供給を図り、被災者の生活の経済的安定に資する。

##### (2) 実施計画

ア 買占め、売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需品等の価格需給動向について調査、監視を行う。

イ 適正な価格若しくは条件による販売と流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。

ウ 情報の不足、混乱により損なわれる消費者利益を回復するため、生活必需品等の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。

エ 買占め、売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。

オ 市内又は広域圏で流通業者との連携を図る。

カ 市民が実施する対策として、集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努める。

## 第20節 危険物施設等応急活動

(危機管理課、生活環境課、北アルプス広域消防本部)

### 第1 基本方針

災害発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、危険物施設等関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらす恐れがあることから、危険物施設等にあつては、地震発生後の施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の未然防止を図る。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、災害防止及び被害の軽減を図る。

### 第2 主な活動

- 1 危険物施設等における危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 2 火薬類施設、高圧ガス施設、液化石油ガス施設における火災、爆発の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 3 毒物・劇物保管貯蔵施設における毒劇物の漏洩、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 4 放射性物質使用施設における放射線源の露出、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 5 石綿使用建築物等における石綿の飛散等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 6 大気汚染防止法で定めるばい煙又は特定物質の排出の防止、並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。

### 第3 活動の内容

#### 1 共通事項

##### (1) 基本方針

災害発生時において、危険物施設等の損傷等による危険物等の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、危険物施設等関係者及び周辺住民の安全を確保する。

##### (2) 実施計画

#### ア 災害時等における連絡

危険物施設等において災害時における関係機関との連絡体制を確立する。

#### イ 漏洩量等の把握

関係機関と連携のうえ、飛散、漏れ、流出、又は地下に浸透した危険物等の種類、量及びその流出先の把握に努める。

#### ウ 危険物施設等の管理者等に対する指導

危険物施設等の管理者等に対し、施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

#### エ 周辺住民への広報の実施

周辺住民に対して広報活動を行い、安全を確保する。

#### オ 環境汚染状況の把握

関係機関と連携して、必要に応じて周辺環境調査や水質、大気質の測定を行

い、環境汚染状況を的確に把握する。

なお、下流に浄水場等が所在する場合や、危険物等が流入した場合に広範に影響を及ぼす施設等が所在する場合は、重点的に調査を行う。

カ 人員、機材等の応援要請

県、他の市町村に対し、必要に応じて応援を要請し応急対策を行う。

## 2 危険物施設応急対策

### (1) 基本方針

災害等発生時において、危険物施設等の損傷等による危険物等の流出、爆発及び火災の発生防止、並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、危険物施設等の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

### (2) 実施計画

ア 危険物施設等の被害状況に関する情報収集に努め、火災、爆発、流出及びその恐れがあるときは、直ちに北アルプス広域消防本部に通報する。

イ 危険物施設等の緊急時の使用停止命令

災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設等の管理者等に対し、製造所等の使用の一部停止等を命ずる。

ウ 災害時における連絡

危険物施設等において災害時における連絡体制を確立する。

エ 危険物施設等の管理者等に対する指導

危険物施設等の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、危険物施設等の実態に応じた応急対策を実施するよう、次に掲げる事項について指導する。

(ア) 危険物施設等の緊急使用禁止等

危険物の流出、爆発等の恐れがある場合は、操業の停止又は制限するとともに、危険物等の移送中止及び車両の転倒防止等を図る。

(イ) 危険物施設等の緊急点検

危険物施設等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、危険物施設等周辺の状況把握に努める。

(ウ) 危険物施設等における災害防止措置

危険物施設等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物等の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等、災害発生に備えた措置を合わせて講ずる。

オ 危険物施設等における災害発生時の応急措置等

(ア) 応急措置

危険物等の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

(イ) 関係機関への通報

危険物等の流出等の事態を発見した場合は、速やかに警察署等関係機関に通報する。

(ウ) 相互応援の要請

必要に応じ、締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱い

事業所に応援を要請する。

(エ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

警察署等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

3 火薬類等災害応急対策

(1) 基本方針

火薬類取扱施設は、災害により発生する直接的な被害より、むしろ施設の倒壊等による火薬類の流出・紛失等の二次災害の危険性が高い。

このため、被害が発生した場合には、火薬類の安全な場所への移設又は施設の監視等が重要になる。

(2) 実施計画

関係機関と連携・協力し、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への住民、車両の立入りを禁止する。

また、移動可能な火薬類の他施設への移動について、火薬類施設管理者に対し要請する。

4 高圧ガス施設応急対策

(1) 基本方針

高圧ガス製造施設等については、火災、爆発、漏洩等により、周辺住民に対し大きな被害を与える恐れがある。災害による被害を最小限にとどめ、従業員並びに周辺住民に対する危害を防止するため、関係機関は相互に協力し、施設の被害を軽減するための対策を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア 警察署及び消防機関に直ちにその旨を通報すること。

イ 災害発生地を管轄する警察署及び消防本部は、災害規模が大きく、被害が発生すると考えられる場合は、現場指揮本部を設置する。

ウ 関係者等からの情報収集により、災害規模並びに被害状況を把握し、消防活動方針を決定する。

エ 火災警戒区域及び消防警戒区域を設定し、火気取扱い規制及び住民・車両等の立入制限を実施する。

5 液化石油ガス施設応急対策

(1) 基本方針

災害発生時における、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び応急供給活動については、(一社)長野県L Pガス協会に要請しているが、他地区からの応援等を含めた、より効果的な体制で活動する必要がある。

(2) 実施計画

ア 災害後において、緊急輸送が可能な液化石油ガス充填所を確認し、被害地に対する液化石油ガスの緊急輸送について、県を経由して(一社)長野県L Pガス協会に要請する。

イ 被災家庭、避難場所等に対する迅速な設備の復旧、及び臨時供給について関

係機関に要請する。

ウ 避難場所等で使用するコンロ、ボンベ等の確保に努める。

エ 仮設住宅等での臨時供給体制を確保する。

オ 延焼の恐れがある液化石油ガス一般消費設備について、容器の回収等に努めるよう市民、関係機関に指導する。

カ 火災警戒区域及び消防警戒区域を設定し、火気取扱い規制及び住民・車両等の立入制限を実施する。

キ 臨時的、仮設的な供給施設等の火災予防について広報及び指導を徹底する。

## 6 毒物・劇物保管貯蔵施設応急対策

### (1) 基本方針

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒劇物等保管貯蔵施設等が災害等により被害を受け、毒劇物等が飛散し、漏れ、流出、しみ出又は地下に浸透し、保健衛生上の危害が発生し、又はその恐れのある場合は、直ちに的確な情報を保健福祉事務所・警察署又は消防機関に通報するとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずる。

また、県は、事故発生時に緊急に必要とされる中和剤、吸収剤等の速やかな供給を行う。

### (2) 実施計画

ア 周辺市民に対して緊急避難、広報活動を行う。

イ 飲料水汚染のある場合は、水道事業者と連携し、水道使用者、井戸水使用者、水利権者等へ通報する。

ウ 事故発生時に緊急に必要とされる中和剤、吸収剤等を速やかに供給するために、必要とする処理剤の供給を県に要請する。

エ 取水箇所に異常が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開する。

## 7 放射性物質使用施設応急対策

### (1) 基本方針

災害発生時において、放射性物質を使用する施設の損傷等により、放射性物質が露出、流出し、放射線障害の発生又は発生の恐れのある場合は、迅速かつ的確な応急措置を実施し、人命の安全確保を図る。

### (2) 実施計画

ア 汚染の恐れのある区域住民の避難、誘導並びに立入禁止措置を実施する。

イ 緊急避難場所等の広報活動を実施する。

ウ 放射性物質使用施設において火災が発生し、又は延焼の恐れがある場合、関係機関、放射線同位元素使用者等と連携し、放射線測定器、放射線防護服等を装備し、消火又は延焼防止活動を行う。

## 8 石綿使用建築物等応急対策

### (1) 基本方針

災害発生時には、石綿含有建材に関する知識を有する技術者等の協力を得て、石綿使用建築物等の損傷等に伴う石綿の飛散状況の確認や、飛散防止の応急対策を実施し、周辺住民の安全を確保する。

### (2) 実施計画

ア 破損した建築物の周囲等の粉じんの多い場所では、防じんマスクの着用の徹底及び正しい着用方法について周知する。

イ アスベストが飛散している恐れのある場所については、大気中のアスベスト調査結果について、必要に応じて周辺住民等に対し情報を提供する。

## 9 大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設等応急対策

### (1) 基本方針

災害発生時において、大気汚染防止法で定める事故時の措置を徹底することにより、周辺住民の安全を確保する。

### (2) 実施計画

大気汚染防止法に基づき、必要に応じて事業者に対して被害の拡大防止の措置をとるよう命ずる。

## 第2 1 節 電気施設応急活動

(危機管理課)

### 第1 基本方針

電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、早期復旧による迅速な供給の再開及び感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害防止を重点に、応急対策を推進する。

### 第2 主な活動

- 1 職員、電気工事事業者、関連電力各社による、総合的な復旧体制を確立する。
- 2 復旧用資機材、輸送手段を確保し、復旧の優先順位を定めた迅速な応急復旧を行う。
- 3 感電事故防止と復旧見込み等に関する広報を行い、二次災害防止に努めるとともに、必要に応じて節電の呼びかけを行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 応急復旧体制の確立

##### (1) 基本方針

被害状況を早急に把握し、計画に基づく職員の参集と関連会社との連携により、早期復旧体制を確立する。

##### (2) 実施計画

関係機関と連携し、電気施設の早期復旧に努める。

#### 2 迅速な応急復旧活動

##### (1) 基本方針

復旧用資機材、輸送手段を早急に調達し、応急復旧工事を迅速に実施するとともに、電力の緊急融通等による早期送電再開に努める。

##### (2) 実施計画

電気事業者が実施する道路区域内の応急復旧工事については、許可手続きを早急に行うとともに、掘削工事を伴う場合は、他の埋設物の情報を提供して、他のライフラインの損傷を防止する。また、同一箇所での二者以上の工事については、工事が集中しないよう調整し、早期復旧に配慮する。

#### 3 二次災害の防止及び節電

##### (1) 基本方針

停電による社会不安の解消、感電事故の防止、送電再開時の火災予防等に関し、関係機関と連携を密にして広報活動を中心とした二次災害防止活動に努める。

また、発電所等の被災により、需要量に対して十分電力が供給できない見込みの場合には、節電の呼びかけを行う。

##### (2) 実施計画

ア 電力会社からの報告により、停電地域の実態を把握する。

- イ 電力会社と連携を密にし、広報に関する指導及び調整を行う。
- ウ 県及び電力会社からの要請に基づき、防災行政無線等により市民に対する広報活動を行う。

## 第2 2節 都市ガス施設応急活動

(危機管理課、北アルプス広域消防本部)

### 第1 基本方針

ガス漏洩に伴う火災・爆発・生ガス中毒の二次災害を防止し、市民の安全を確保する。速やかな応急復旧により、ガスの早期供給再開を目指し、公共的施設としての機能を維持する。

また、被害が大規模な場合、当該都市ガス事業者だけでは応急復旧活動の実施が困難なことから、他の都市ガス事業者へ応援を依頼するとともに、受入体制を整備する。

### 第2 主な活動

- 1 巡回点検及び情報収集により被害の規模を早期に把握し、それに基づき復旧計画を策定し、応急復旧活動を行う。
- 2 復旧にあたっては、病院、避難所、その他の公共機関を優先して復旧するとともに、仮設住宅への臨時供給を迅速に実施する。

### 第3 活動の内容

#### 1 都市ガス施設応急復旧対策

##### (1) 基本方針

ガス施設の巡回点検、情報収集を迅速に行い、被害の規模を早期に把握する。

被害が大きい地域にあっては、ガス製造所、供給所、整圧所及び導管に設置してある遮断弁を利用して、全域又は一部区域（ブロック）のガス供給を停止した後、工事店の協力を得て応急復旧活動を行う。

当該都市ガス事業者だけでは復旧できないと判断した時は、直ちに他の都市ガス事業者に応援を要請する。

復旧対策に関して、市民及び関係機関への広報に努める。

##### (2) 実施計画

ア 市道の被害状況を把握する。

イ 掘削工事を伴う場合は、他の占用物件の情報を提供し、他のライフラインの破損防止を図るとともに、同一場所での2者以上の応急工事がある場合は、工事が集中しないよう調整する。

ウ 市民への広報活動を行う。

エ 市民が実施する対策として、ガス施設損壊を発見、又はガス臭を感知したときには通報する。

## 第23節 上水道施設応急活動

(上下水道課)

### 第1 基本方針

大規模災害等により長期間、断水することは、市民生活に重大な影響を与えるため、水道施設の応急復旧を最優先に実施し、取水、導水、浄水、送水、配水及び給水の各施設の機能回復を早期に図る。

また、復旧工事に係る許可手続きの迅速化を図る等、早期応急復旧のための手段を講ずる。

### 第2 主な活動

応急給水に必要な飲料水等を確保するとともに、計画的な復旧作業を行い、給水機能の回復を図る。

### 第3 活動の内容

#### 1 上水道施設応急復旧対策

##### (1) 基本方針

復旧作業については、大町市水道事業協同組合との連携を密にし、関係団体等の協力を得て復旧工事を実施する。

大規模な災害においては、他地区からの応援等により、復旧要員、資機材及び重機等を確保し、早期の復旧を図る。

##### (2) 実施計画

ア 被害状況の把握と復旧計画を策定する。

イ 復旧体制を確立する。

ウ 被災の状況により応援を要請する。

エ 市民への広報活動を行う。

オ 水道事業協同組合等との調整を行う。

## 第24節 下水道施設応急活動

(上下水道課)

### 第1 基本方針

下水道は、水道、電気、ガス等と並び、市民が安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、災害時においてもライフラインとしてのその機能の応急的な確保を図る必要がある。

このため、災害が発生した場合、被害規模等の情報の収集等を行い、その情報に基づき所要の体制を整備する。なお、被災地方公共団体単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合は、長野県生活排水事業における災害時応援に関するルールに基づき関係機関・団体等への応援要請を行う。

### 第2 主な活動

- 1 情報の収集、連絡を迅速に行い、被害状況の早期把握に努める。
- 2 収集した情報に基づき、応急対策の実施体制を整える。
- 3 ライフラインとしての機能を最低限確保するため、所要の応急対策を講ずる。

### 第3 活動の内容

#### 1 情報の収集連絡、被害規模の把握

##### (1) 基本方針

市内全般の下水道施設について、その被害状況を早期にかつ的確に把握する必要がある。

このため、下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳を活用し、被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。

##### (2) 実施計画

下水道施設台帳等（管渠施設、処理場施設等）を活用し、被害箇所及び被害状況を把握する。

#### 2 応急対策の実施体制

##### (1) 基本方針

災害対策要領等に沿って、発災後速やかに職員を非常招集し、情報収集及び連絡体制の確立等の必要な体制をとる。

また、被害が甚大である場合には、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」等に基づき、他の地方公共団体に応援を求める等の措置を取る必要がある。

##### (2) 実施計画

ア 災害対策要領に沿って速やかに職員を非常招集し、対策本部の設置等、必要な体制をとる。

イ 被害が甚大である場合には、関係機関及び他の地方公共団体に応援を求める等の必要な措置を講ずる。

ウ 災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持する

ために必要な応急措置を講ずる。

### 3 応急対策の実施

#### (1) 基本方針

下水道が被災した場合においても、ライフラインとしての機能を確保するため、市及び県は、備蓄してある応急資機材等の活用を図る他、必要に応じて関係団体等の協力を得て、下水道施設等の機能回復のために必要な緊急措置をとる。

#### (2) 実施計画

##### ア 管渠

(ア) 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンド等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復に努める。

(イ) 工事施工中の箇所については、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせる。

##### イ 処理場

(ア) 停電によりポンプ場及び処理場の機能が停止又は低下した場合、自家発電装置によってポンプ場及び処理場の機能回復に努める。

(イ) 処理場への流入水量の異常な増加により、二次災害の防止のため止むを得ず緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行う。

(ウ) 処理場での下水処理機能が麻痺した場合においては、応急的に簡易処理を行う等の措置を講ずる。

## 第25節 通信・放送施設応急活動

(危機管理課、情報交通課)

### 第1 基本方針

災害時において、通信・放送は正確な情報の収集伝達手段として、非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行ううえで必要不可欠なものである。これらの確保を図るため、関係機関で必要な対策を講ずる。

### 第2 主な活動

- 1 市防災行政無線の通信施設の復旧活動・通信機能維持を行う。
- 2 県防災行政無線の通信施設の復旧活動、疎通維持及び臨時回線の開設を行う。
- 3 電気通信事業者は、通信施設の復旧活動、重要回線及び避難所への通信を確保する。
- 4 放送機関は、放送施設の復旧活動及び放送の継続確保を行う。
- 5 警察は、警察無線施設の復旧活動及び臨時回線の開設を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 市防災行政無線通信の応急活動

##### (1) 基本方針

被害情報等を円滑に収集伝達できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め、市民及び行政、防災関係機関等との通信回線の確保に努める。

##### (2) 実施計画

- ア 保守業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、施設の被災状況等を把握する。
- イ 通信施設が被災した場合には、職員と保守業者により復旧活動を行うほか、通信の確保にあたる。
- ウ 停電が発生し、通信施設への復電まで長時間が予想される場合には、非常電源の燃料の確保を図る。
- エ 孤立防止無線等、災害時用通信手段を活用して通信の確保を図る。
- オ 災害時用通信手段等も使用不能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段をもつ機関に通信を要請する。

#### 2 市ケーブルテレビ放送施設の応急活動

##### (1) 基本方針

災害が発生した場合には、放送の継続のために非常災害対策規定に基づき、放送施設の復旧活動等、必要な対策を講ずる。

##### (2) 実施計画

- ア 市内各地が被災した場合は、予備ケーブル、予備機器を利用して応急復旧措置を実施する。
- イ 電力の供給が途絶した場合は、バッテリー式の予備電源で可能な限り電力を供給する。バッテリーが切れた場合は、発電機により対応する。

### 3 県防災行政無線通信の応急活動

#### (1) 基本方針

災害情報等を円滑に収集伝達ができるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め、市町村及び防災関係機関との通信回線の確保にあたる。

#### (2) 実施計画

通信施設が被災した場合には、県（危機管理防災課）へ報告し、通信の確保にあたる。

## 第2 6 節 鉄道施設応急活動

(危機管理課、企画財政課)

### 第1 基本方針

災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、市、県及び関係機関は密接な連携をとり、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を確立し迅速に対応することが必要である。

このため、関係機関は規定等に定めるところにより対策本部を設置し、非常出動体制を整え、直ちに応急復旧活動に入るよう、あらかじめ体制を整備する。

また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備する。

### 第2 主な活動

鉄道施設の被害を最小限に止めるため、災害発生時の危険防止、動員体制、資機材の確保等の措置について整備を図り、的確な応急体制を樹立する。

### 第3 活動の内容

#### 1 基本方針

道路との交差点において鉄道施設の早期応急復旧のため、復旧工事に係る許可手続きの迅速化を図る。また、道路内には、様々なライフラインが地下埋設されていることから、道路を掘削する場合には、他の占用埋設物件の情報を提供し、他のライフラインの損傷防止を図る。

なお、同一箇所での二者以上の応急工事がある場合には、工事が集中しないよう必要な調整を行う。

#### 2 実施計画

ア 道路との交差点の被害状況を早急に把握する。これに対し鉄道施設管理者は、市及び県に協力する。

イ 鉄道施設管理者が、道路区域内で応急活動をする場合は、道路管理者に協議のうえ、応急活動に入るものとし、道路管理者は、道路内に埋設されているライフライン等の占用物件等の情報を提供し損傷を防止する。

ウ 鉄道施設内への土砂崩落は、県及び関係機関と連絡を図り、鉄道管理者と協議し早期復旧に努める。

エ 同一箇所での二者以上の応急工事等がある場合は、工事が集中しないよう必要な調整を行う。

## 第27節 災害広報活動

(企画財政課、情報交通課)

### 第1 基本方針

誤った情報等による社会の混乱を防止し、災害時における市民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域住民等、被災者、滞在者（以下この節において「市民等」という。）の適切な判断と行動を支援し、安全を確保するため、正確かつ分かりやすい情報の速やかな提供及び市民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速に対応する。

また、災害の発生が予想される場合、住民等へ避難を呼びかけるため、必要に応じて、知事、市町村長等から直接呼びかけを行う。

なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍市民、外国人旅行者等要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。

### 第2 主な活動

- 1 市民等への的確な情報伝達を行うために広報活動を行う。
- 2 市民等からの問合せ等に対し的確、迅速に対応するため窓口を設置する。

### 第3 活動の内容

#### 1 市民等への的確な情報の伝達

##### (1) 基本方針

県、関係市町村、関係機関及び放送事業者が相互に緊密な連絡をとり、災害の状況に関する情報や生活関連情報等の被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報を、可能な限り多くの媒体を活用し適切に提供する。

また、災害時には情報の混乱等が予想され、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材について報道機関の協力が必要である。

##### (2) 実施計画

ア 通常の災害広報等は、危機管理課又は関係課が行い、災害対策本部設置時には、情報収集班が関係課と緊密な連絡のもとに行う。

##### (ア) 広報資料の収集

広報資料の収集は、本章第2節「災害情報の収集・連絡活動」の責任機関（危機管理課）からの情報提供によるが、必要に応じて被災現場へ取材員を派遣する等直接広報資料の収集を行う。

##### (イ) 広報活動

県、関係機関と緊密に連絡を取り、相互に協力して、広報資料の収集に努めるとともに、市民に対し、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線をはじめ、Lアラート（災害情報共有システム）、緊急速報メール、市ケーブルテレビ、市ホームページ、掲示板、有線放送、テレビ、ラジオ、広報誌等可能な限り多くの媒体を活用し、災害の規模に応じ次の情報を提供する。

また、災害の切迫度が非常に高まった場合等において、市長が直接住民に対して避難を呼びかけられるよう体制整備に努める。

- a 災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
- b 二次災害の防止に関する情報
- c 避難所・経路・方法等に関する情報

- d 医療機関等の生活関連情報
- e ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
- f 交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報
- g それぞれの機関が講じている災害関連の施策に関する情報
- h 市民の安否情報
- i その他必要な情報

(ウ) 報道機関に対する発表

被害状況及び対策等の情報について、必要の都度、報道機関に対し発表を行う。発表は通常危機管理課が行い、災害対策本部における発表は本部長の指示により情報収集班が行う。

(エ) 災害記録の作成

大規模な災害、特異な災害と認められる場合、災害記録の収集、保存に努め、総合的なビデオ、記録集を作成する。

(オ) 県その他機関への広報

県、その他関係機関に対して、被災状況等の災害情報を提供する。

(カ) 放送の要請

警報、避難命令等について、必要に応じて放送を県、放送機関等に要請する。

## 2 市民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応

### (1) 基本方針

県、関係市町村及び関係機関と相互に緊密な連携を図り、市民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。効果的に市民等からの問い合わせ等に対応することは、災害応急活動を円滑に実施するうえでも重要である。

### (2) 実施計画

市民等からの問い合わせ等に対する対応は、通常は危機管理課又は関係課が行うが、災害対策本部設置時には、情報収集班が行う。また、必要に応じ、専用電話、ファックス、相談職員の配置等により相談窓口を設置する。

## 第28節 土砂災害等応急活動

(危機管理課、建設課、農林水産課)

### 第1 基本方針

災害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

### 第2 主な活動

被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地すべり、土石流等、事象ごとに今後想定される状況等の情報を提供し、応急工事を進める。

### 第3 活動の内容

#### 1 大規模土砂災害対策

##### (1) 基本方針

大規模な土砂災害が急迫する状況においては、県等から提供される被害の想定される区域、時期等の情報を収集・提供し、適切に市民に対し避難指示等を行う。

##### (2) 実施計画

- ア 土砂災害緊急情報を市民に提供し、適時適切に避難指示等の措置を講ずる。
- イ 市民が実施する対策として、土砂災害緊急情報等に注意を払い、避難指示等が出された場合は迅速に従う。
- ウ 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
- エ 災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。
- オ 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

#### 2 地すべり等応急対策

##### (1) 基本方針

監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難に関する情報を提供するとともに、被害を最小限にとどめるため応急工事を実施する。

##### (2) 実施計画

- ア 警戒避難に関する情報を市民に提供し、必要に応じて避難指示等の措置を講ずる。
- イ 地すべり被害拡大を防止するため、排土、雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。
- ウ 市民が実施する対策として、警戒避難に関する情報注意を払い、避難指示等が出された場合は迅速に従う。
- エ 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
- オ 災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

### 3 土石流対策

#### (1) 基本方針

監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難に関する情報を提供するとともに、被害を最小限にとどめるため応急工事を実施する。

#### (2) 実施計画

ア 警戒避難に関する情報を市民に提供し、必要に応じて避難指示等の措置を講ずる。

イ 市民が実施する対策として、警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示等が出された場合は迅速に従う。

ウ 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

エ 災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

### 4 がけ崩れ応急対策

#### (1) 基本方針

監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難に関する情報を提供するとともに、被害を最小限に留めるため応急工事を実施する。

#### (2) 実施計画

ア 警戒避難に関する情報を市民に提供し、必要に応じて避難指示等の措置を講ずる。

イ 崩壊被害の拡大を防止するため、雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。

ウ 市民が実施する対策として、警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示等が出された場合は迅速に従う。

エ 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

オ 災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

## 第29節 建築物災害応急活動

(全部局)

### 第1 基本方針

強風又は出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するため避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

### 第2 主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。
- 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を講ずる。

### 第3 活動の内容

#### 1 建築物

##### (1) 基本方針

強風又は出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するため、避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

##### (2) 実施計画

ア 市が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、病院、住宅、学校、その他の公共施設等においては、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

イ 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から市民の安全を確保するため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施する。

また、被害の規模が大きく、市において要員が不足する場合は、県又は近隣市町村に対して支援を求める。

ウ 必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅や宅地の応急修繕を推進する。

エ 建築物の所有者等が実施する対策

(ア) 建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

(イ) 安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下の恐れのあるものについて必要な措置を講ずる。

#### 2 文化財

##### (1) 基本方針

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の安全を確保するとともに、被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を講ずる。

(2) 実施計画

- ア 文化財所管部局は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導する。
- イ 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県に報告する。
- ウ 被災した建造物内の文化財について、所有者や県等の関係機関と連携して応急措置をとる。

## 第30節 道路及び橋梁応急活動

(建設課)

### 第1 基本方針

災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな道路啓開及び応急復旧を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

なお、被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い対応する。

### 第2 主な活動

- 1 道路及び橋梁の被害状況を把握し、交通規制、道路啓開及び応急復旧を行うとともに、道路状況を提供する。
- 2 被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い対応する。

### 第3 活動の内容

#### 1 道路及び橋梁応急対策

##### (1) 基本方針

災害により道路及び橋梁等に災害が発生した場合、早急にパトロール等を実施して被害状況等を把握し、必要に応じて迂回道路の選定を行うとともに、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り必要な措置を講ずる。

また、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルートを含めた交通機能確保のため、道路の啓開及び被災道路・橋梁の速やかな応急復旧を行う。

道路使用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報を一元化し提供を行う。

##### (2) 実施計画

ア 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施するとともに、市民等からの情報収集を行う。

イ パトロール結果及び市民等からの情報を基に、必要に応じて迂回道路を選定し、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。

なお、道路及び橋梁に災害が発生した場合は、道路管理者へ通報する。

ウ 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、告知看板等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報を提供する。

エ パトロール等による巡視の結果等を基に、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業組合等と結んだ業務協定に基づき、緊急交通路交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行う。

また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期、施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

オ 行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、関係機関と連携を図り交通規制、道路啓開及び応急復旧を行い交通の確保に努める。

## 2 関係団体との協力

### (1) 基本方針

災害により道路及び橋梁等の被害が激甚の場合、関係機関と締結した相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を図る。

### (2) 実施計画

市のみでは応急活動及び復旧活動が困難な場合、関係機関と締結した相互応援協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を図る。

## 第3 1 節 河川施設等応急活動

(建設課、農林水産課)

### 第1 基本方針

災害による被害を軽減するため、市の水防活動が円滑かつ十分に行われるよう配慮し、次の活動を確保するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合に施設の応急復旧に努める。

- 1 水防上必要な監視、警戒、通報、連絡体制
- 2 水防上必要な資機材の調達体制
- 3 水門若しくは閘門の適切な操作
- 4 市域における相互の協力及び応援体制

### 第2 主な活動

- 1 水防上必要な資器材の調達、技術的な援助、危険箇所の応急復旧及び速やかな復旧計画を策定する。
- 2 大規模な災害が発生した場合には、臨時点検を行い施設の安全を確認する。なお、異常が認められた場合は、適切な措置を講ずる。

### 第3 活動の内容

#### 1 河川施設等応急対策

##### (1) 基本方針

水門等河川管理施設等が破損等により運転が不能となったときは、応急措置を行い、内水の排除を図る。また、堤防及び護岸等に決壊、亀裂、沈下及び滑り出し等が発生したときは、直ちに応急措置を行い、被害拡大の防止を図る。

##### (2) 実施計画

- ア 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。
- イ 河川等の管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- ウ 災害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川等の機能を回復させる。
- エ 市が管理する河川施設等の応急復旧対策について、重機による活動が必要となる場合等、市のみでは応急活動及び復旧活動が困難な場合、民間業者等の協力を得て応急対策業務を行う。
- オ 市民が実施する対策として、被害の拡大を防止するため、水防活動に協力する。

#### 2 ダム施設応急対策

##### (1) 基本方針

災害によりダム本体そのものが被災する可能性は小さいと考えられるが、ダム上流での被災に伴う流入水量の変化、又は放水量の変化等、市の上流に位置するダムの下流への影響は大きい。このため、ダム管理者から発表される情報を迅速に収集し、適切な処理を行う。

## (2) 実施計画

ダム管理者は、臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ、急速に増大の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとる。

この場合、ダム管理事務所が行う関係機関及び一般市民への連絡及び警報等は、ダムの操作規則等の規定による。

## 第3 2節 ため池災害応急活動

(建設課、農林水産課)

### 第1 基本方針

地震によるため池の決壊による洪水被害で、特に雨期等の貯水量が多い時期の災害は、周辺や下流域に及ぼす被害は甚大となる。そのため、災害による被害の未然防止に最大限の取り組みが必要となるが、災害が発生した場合の被害を、最小限に防止するため応急活動に万全を期す。

### 第2 主な活動

被害状況の的確な把握と、被害の拡大防止のため、関係機関と調整を図るとともに、応急工事を実施する。

### 第3 活動の内容

#### (1) 基本方針

ため池が決壊した場合又は決壊の恐れが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等を把握するとともに、応急工事を実施し、被害を最小限に食い止める。

#### (2) 実施計画

ア 被害が発生した場合は、速やかに被害状況を的確に把握するとともに、県及び関係機関等へ報告する。

イ 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難誘導する。

ウ 被害を拡大させないよう、早急に応急工事を実施する。

エ 市民が実施する対策として、ため池施設等に異常を発見した場合は、速やかに市へ通報するとともに、自ら安全な場所に避難する。

## 第3 3節 農林水産物等災害応急活動

(農林水産課)

### 第1 基本方針

被害状況の早期かつ的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培及び管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生及びまん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行う。

また、被災した農林水産物の生産・流通・加工施設について、速やかに復旧に努める。

### 第2 主な活動

被害状況の早期、的確な調査を実施し、関係機関・団体等と連携して被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて技術指導等の必要な措置を講ずる。

### 第3 活動の内容

#### 1 農水産物災害応急対策

##### (1) 基本方針

被害を受けた作物の技術指導は、市、県及び農業団体等が協力して行うとともに、病害虫、家畜疾病の発生、まん延防止の徹底に努める。

また、被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等について速やかに復旧を進める。

##### (2) 実施計画

ア 農業農村支援センター、農業協同組合等関係機関と連携をとり、被害状況の早期かつ的確な把握に務め、その結果を農業農村支援センターへ報告する。

イ 農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農業協同組合等関係機関と連携して、速やかに農業者へ周知徹底する。

ウ 家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のため、被災農家等の状況把握、検査の実施及び消毒等の指導を行う。

エ 被災農家の家畜への飼料供給を確保するため、国、県及び関係団体との調整を図る。

オ 被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を支援する。

カ 市民が実施する対策

(ア) 市等が行う被害状況調査や、応急復旧対策に協力するとともに、農業協同組合等の指導に基づき、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止対策を実施する。

(イ) 作目別の主な応急対策

a 水稲

(a) 浸水・冠水した田は排水に努め、排水後速やかにいもち病、黄化萎縮病、白葉枯病の防除を行う。

(b) 土砂流入田は、茎葉が3分の2以上埋没した場合、土砂を取り除く。

(c) 水路等が損壊した場合は修理し、かん水できるようにする。かん水不能の場合は、揚水ポンプ等によるかん水を行う。

b 果樹

(a) 浸水・滞水している畑は、速やかな排水に努めるとともに、根が障害

を受けないように土砂の排出、中耕等を行う。

(b) 倒伏、枝折れ、枝裂け、果樹棚の破損等の応急処置に努める。

(c) 果実や葉に付着した泥は、速やかに洗い流す。

(d) 病害虫の発生防止のための薬剤散布を行う。

c 野菜及び花き

(a) 浸水・滞水している畑は、速やかな排水に努めるとともに、表土が乾き次第、浅く中耕し、生育の回復を図る。

(b) 病害虫の発生防止のため薬剤散布を行う。

(c) 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努める。

(d) 茎葉に泥等が付着している場合は、水洗、洗浄を行う。

d 畜産

(a) 畜舎に流入した土砂はきれいに除去するとともに、畜舎内外の水洗・消毒を十分行う。また、乾燥に努め疾病及び病害の発生を防ぐ。

(b) 倒伏した飼料作物は、被害の著しい場合は速やかに刈取りサイレージとし、軽微な場合は回復を待って適期刈取りに努める。

e 水産

養殖場に流入した土砂はきれいに除去するとともに、斃死魚の除去を図り疾病及び病害の発生を防ぐ。

(ウ) 被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進める。

## 2 林産物災害応急対策

### (1) 基本方針

倒木や損傷した素材、製材品については、二次災害の拡大を防ぐため速やかに除去するとともに、森林病害虫の発生防除等の徹底に努める。

また、被災した生産、流通、加工施設等について速やかに復旧を図る。

### (2) 実施計画

ア 被災状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに、関係機関と連携をとり応急復旧のため、技術指導等の必要な措置を講ずる。

イ 市民が実施する対策として、市等が行う被災状況調査や応急復旧に協力する。

## 第3 4節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

(全部局)

### 第1 基本方針

災害は時間の経過とともに被害が拡大する場合も多い。また、二次災害が発生する場合もある。

被害を最小限に抑えるための応急活動が重要である。

### 第2 主な活動

- 1 道路、危険物施設等構造物に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 2 危険施設等に係る二次災害を防止するため、それぞれの危険物等に応じた活動を行う。
- 3 河川施設の二次災害を防止するための活動を実施し、浸水被害の拡大防止及び再度災害防止のための活動を行う。
- 4 倒木等の流下による二次災害を防止するとともに、再度、災害発生を防止するための活動を実施する。
- 5 危険箇所の緊急点検等を実施する。

### 第3 活動の内容

#### 1 構造物に係る二次災害防止対策

##### (1) 基本方針

道路・橋梁等の構造物について倒壊等の二次災害を防止するための措置を講ずる。

##### (2) 実施計画

- ア 行政区域内の道路・橋梁の被害や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施するとともに、各方面からの情報収集を実施する。
- イ 行政区域内の道路・橋梁の被害について、速やかに県に報告し、関係機関との連携を図り交通規制、応急復旧を行う。
- ウ 復旧活動上重要な道路・橋梁等の障害について、関係機関と連携し、早急に応急復旧を図る。
- エ 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除去等の措置を行う。

#### 2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

##### (1) 基本方針

##### ア 危険物関係

危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び市民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

##### イ 火薬関係

火薬類取扱施設は、災害による直接的被害よりも火薬類の流出・紛失等による二次災害の危険性が高い。

このため、災害時には施設の監視、又は火薬類の安全な場所への移送等が重要になる。

#### ウ 高圧ガス関係

高圧ガス製造施設等は、被災に伴う漏洩等により、周辺住民に対して被害を与える恐れがある。

被害を最小限にとどめ、周辺住民、従業員に対する危害防止のため、関係機関は相互に協力し、被害軽減のための活動を実施する必要がある。

#### エ 液化石油ガス関係

二次災害を防止するためには、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を効果的に実施することが重要であり、そのためには、他地区からの応援等も含めた体制が必要である。

#### オ 毒物劇物関係

毒物及び劇物等を取り扱う者は、毒劇物等保管施設が被害を受け二次災害発生の恐れがある場合は、直ちに保健福祉事務所、警察署、消防署等関係機関等に対して通報するとともに、危害防止のため必要な措置をとる。

### (2) 実施計画

#### ア 危険物関係

(ア) 災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、区域における危険物施設の管理者に対し、製造所等の一時停止等を命ずる。

(イ) 関係機関と連携して、災害時における連絡体制を確立する。

(ウ) 関係機関と連携して、危険区域住民の避難・誘導を実施するとともに、危険区域への住民、車両の立入りを禁止する。

#### イ 火薬関係

(ア) 災害防止のため緊急の必要性があると認められるときは、火薬類取締施設の管理者等に対し、火薬類取扱施設の一時停止を命ずる。

(イ) 関係機関と連携して、危険区域住民の避難・誘導を実施するとともに危険区域への住民、車両の立入りを禁止する。

#### ウ 高圧ガス関係

(ア) 関係機関と連携して、危険区域周辺の災害防止に係る広報を実施する。

(イ) 警戒区域及び消防警戒区域を設定し、区域内住民の避難・誘導を実施する。

#### エ 液化石油ガス

周辺住民に対する避難・誘導、広報等の活動を行う。

#### オ 毒物劇物関係

(ア) 周辺住民に対する避難・誘導、広報等の活動を行う。

(イ) 飲料水汚染の恐れがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

### 3 河川施設の二次災害防止対策、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止

#### (1) 基本方針

浸水被害が発生した場合、その被害を最小限に抑えるため、また、再度災害の発生を防止するための応急活動が必要である。

#### (2) 実施計画

ア 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。

イ 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視するとともに、必要に応じ応急復旧を実施する。

巡視結果、危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や市民に周知を図る。

ウ 災害防止のため応急工事を実施する。

エ 災害発生のある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。

オ 災害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川機能を回復する。

カ 市民が実施する対策として、被害の拡大を防止するため、水防活動に協力する。

#### 4 風倒木対策

##### (1) 基本方針

豪雨災害時には、河川、溪流に押し出された倒木が流路を閉塞し、鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物に絡んで水害を助長する原因となることもあるため、倒木について対策を講ずる必要がある。

##### (2) 実施計画

倒木による二次災害の発生を防止するため、必要に応じて、倒木の除去等の応急対策を講ずる。

#### 5 山腹、斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

##### (1) 基本方針

大雨等により、地盤に緩みが生じた場合、その後の降雨等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生等の危険性があり、これによる二次災害から市民を守るための措置を講ずる。

##### (2) 実施計画

ア 緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。

イ 専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、市民の避難、応急対策を行う。

## 第35節 文教活動

(学校教育課)

### 第1 基本方針

学校等は、多くの児童生徒等を収容している施設であり、災害時においては、児童生徒等の安全を図るとともに教育を確保する必要がある。

このため、あらかじめ定めた計画に基づき、避難・誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与、就学援助等の措置を講ずる。

### 第2 主な活動

- 1 児童生徒等に対する安全な避難・誘導、保護者への引渡しを行う。
- 2 被害状況の把握、授業継続のための措置とともに、学校給食を確保する。
- 3 被災した児童生徒等に対する教科書の供与、就学援助を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 児童生徒等に対する避難・誘導

##### (1) 基本方針

学校等の長は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画（土砂災害警戒区域内に立地する施設にあっては避難確保計画）に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一とした避難、誘導活動に努める。

##### (2) 実施計画

学校等の長は、災害が発生し又は発生する恐れのある場合は、児童生徒等の安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び次の事項に留意し適切な避難指導措置をとる。

##### ア 児童生徒等が登校する前の措置

台風や大雨に関する情報の収集に努め、災害が発生又は発生する恐れのある場合は、休業の措置をとるものとし、児童生徒等に周知するとともに、市教育委員会等にその旨連絡する。

##### イ 児童生徒等が在校中の場合の措置

(ア) 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校又は保護者への引渡しを行う。

(イ) 学校等の長の判断又は市長等から避難の指示があった場合は、児童生徒等を速やかに指定された避難所へ誘導する。

(ウ) 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたる。なお、避難状況を市教育委員会等に報告するとともに、保護者、関係機関等に連絡する。

##### ウ 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護

(ア) 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川の氾濫等の状況を十分把握したうえで、児童生徒等の安全に配慮し、帰宅の方法を決定する。

(イ) 災害の状況により、必要に応じて教職員が引率して集団で下校する、又は保護者に直接引き渡す等の適切な措置をとる。

(ウ) 災害及び児童生徒等の状況により、帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

## 2 応急教育計画

### (1) 基本方針

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

### (2) 実施計画

災害時における教育活動に万全を期するため、次の事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育に関する対策について適切な措置をとる。

#### ア 学校施設・設備の確保

(ア) 学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立て応急教育を実施する。

(イ) 学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業の実施が困難な場合及び避難所として施設を提供するため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の学校施設、その他公共施設の活用を図るため総合的な調整を行う。

#### イ 教職員の確保

災害により教職員に不足を来し、教育活動の継続に支障が生ずる学校がある場合、教職員を確保し、教育活動を実施する態勢を整える。

#### ウ 学校給食の確保

学校給食用物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳等）の補給に支障を来するときは、(財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供等被災者対策に可能な限り協力する。

#### エ 学校等における対策

学校等の長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び次の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。

##### (ア) 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、市、教育委員会又は関係機関等へ報告する。

##### (イ) 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員等を掌握し、早期に平常の教育に復するよう努め、教職員等に不足を生じたときは、市又は教育委員会と連絡をとり、その確保に努める。

##### (ウ) 教育活動

a 災害の状況に応じ、市及び教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置を講ずる。この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

b 被災した児童生徒等を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。

c 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め指導を行う。

d 授業の再開時には、関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努

める。

(エ) 児童生徒等の健康管理

- a 必要に応じ、建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。
- b 授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

(オ) 教育施設・設備の確保

- a 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入禁止等の措置をとる。
- b 施設・設備に被害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。
- c 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の学校施設、その他公共施設の活用を図り授業の実施に努める。

### 3 教科書の供与等

(1) 基本方針

被災した児童生徒等の学習を支援するため、教科書の供与等を行う。

(2) 実施計画

ア 教科書等の供与

教育委員会は、学校等における教科書等の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。なお、調達が困難なときは県教委に調達のあっせんを要請する。

イ 就学援助

教育委員会は、被災した児童生徒等のうち、就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めその実施に努める。

## 第36節 飼養動物の保護対策

(生活環境課)

### 第1 基本方針

災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物についても保護、収容、救護及び避難所での飼養等の保護措置を獣医師会等と連携し実施する。

### 第2 主な活動

被災地域において負傷し又は放浪状態にある動物の保護活動を行うとともに、避難所等における家庭動物の適正飼養。

### 第3 活動の内容

#### 1 基本方針

大規模災害に伴い、放浪家畜、逃走犬等や負傷動物が多数生ずることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。

また、飼い主が家庭動物と同行避難するため、適正な飼養環境を確保する。

#### 2 実施計画

ア 関係機関等と協力して被災地における逃走した犬等の保護・収容・救護等適切な処置を講ずる。

イ 猿、熊、ニシキヘビ等の特定動物、危険な家畜等が施設等から逃走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他の関係機関との連携の下必要な措置を講ずる。

ウ 飼養動物の飼い主が実施する計画

(ア) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律及び動物の愛護及び管理に関する県条例に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。

(イ) 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、避難所のルールに従い適切な飼養を行う。

(ウ) 家庭動物との同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。

(エ) 飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望へ対応する。

## 第37節 ボランティアの受入れ体制

(福祉課)

### 第1 基本方針

被災地では、大量かつ広範な片付けや生活支援などのボランティアニーズが発生するため、被災地内外からボランティアを受入れ、公助による支援との調整を図り、円滑かつ効果的な支援に結びつけることが求められる。

そのため、ボランティアに期待する支援活動の量や期間について速やかに見通しを作成し、時間の経過とともに変化する被災者のボランティアニーズに合わせて、受け入れ体制の確保やボランティアの活動拠点を整備し、ボランティア活動の支援を行うよう努める。

### 第2 主な活動

- 1 被災者のボランティアニーズを把握するとともに、ボランティアの受入れ体制の確保に努める。また、被災地で支援活動を行っているボランティア関係団体等と災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置し、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開する。
- 2 災害ボランティアセンター等のボランティアの活動拠点を設置し、ボランティアの受入れや活動の調整、資機材の調達・提供等を行い、円滑かつ効果的なボランティア活動の実施を支援する。

### 第3 活動の内容

- 1 被災者のボランティアニーズの把握と受入れ体制の確保

#### (1) 基本方針

災害時におけるボランティアの受入れにあたっては、被災地のニーズに合わせて行うことが重要である。防災関係機関は、被災者のボランティアニーズを積極的に把握し、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターと連携して円滑な受入れを図る。

また、活動時の粉じん対策の周知など、ボランティアの安全確保に災害関係機関、ボランティア関係団体等が連携し、必要な措置を講じるよう努める。

#### (2) 実施計画

ア 被災地における被災者のボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。

イ ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。

ウ 社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、災害中間支援組織を含めた連絡体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定の状況を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬などを行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境の整備を図る。

エ ボランティアの需給状況等について、随時県災害対策本部に報告するとともに

に、必要に応じて、県、県社会福祉協議会に対して助言や情報共有の場への参加を求め、支援の質の向上に努める。

オ 県等から事務の委託を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

## 2 ボランティア活動拠点の提供支援

### (1) 基本方針

被災地におけるボランティア活動の円滑な実施を図るため、ボランティアの活動拠点を設置し、ボランティア関係団体等との緊密な連携のもとに、ボランティアの支援体制を確立する。

### (2) 実施計画

ア ボランティアが主体的に活用できるスペースとして活動拠点を確保する。

また、県及び市町村は、災害ボランティアセンターが設置された場合には、確実に機能するために必要な措置を講じる。

イ 必要に応じボランティア活動上の安全確保を図るとともに社会福祉協議会が行う災害ボランティア活動支援に必要な資機材の調達に協力し、ボランティア活動の円滑かつ効果的な実施を支援する。

## 第38節 義援物資及び義援金の受入れ等

(福祉課)

### 第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合には、市、県は、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関並びに市内関係機関・団体と密接に連携を図り、個人、団体、企業等全国から寄託された義援物資及び義援金を、迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管、輸送等の公正かつ円滑な実施に努める。

また、他地域において大規模な災害が発生した場合には、市民、団体、企業等に対し義援金・物資による支援を呼びかける。

### 第2 主な活動

- 1 市、県、日本赤十字長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、義援金・物資の募集が必要と認められる災害が発生した場合、義援金・物資の受付窓口を設置し、義援金・物資の募集及び受付を実施する。
- 2 被災者のニーズを把握し、受入れを希望する物資のリスト、送り先、募集期間等を決定し、市広報、及び報道機関等を通じて公表し、支援を呼びかける。
- 3 義援金の募集又は配分にあたっては、県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関による災害義援金募集（配分）委員会を組織し、寄託された義援金を引き継ぎ、迅速かつ公正に被災者に配分する。
- 4 寄託された義援金・物資は、被災者に配分されるまでの間、適正に管理する。
- 5 他地域で発生した災害に対して、市内で受付た義援物資は、被災市町村の需給状況を勘案し、効果的に被災地に送付、配分する。

### 第3 活動の内容

#### 1 義援金・物資の募集及び受入れ

##### (1) 基本方針

義援金・物資の募集にあたっては、募集方法、送り先、募集期間等を定め市広報及び報道機関等を通じて周知を図ることとし、特に、義援物資については被災地で受入れを希望するもの及び希望しないものを十分に把握して情報提供を行う。

また、時間の経過とともに変化する需給状況を勘案して、募集する義援物資のリストは、逐次更新する。

##### (2) 実施計画

###### ア 市が実施する対策

(ア) 義援金・物資は、市広報及び報道機関等を通じて広く募集し、受入れ窓口は、義援金は市災害対策本部（災害が他地域で発生した場合で対策本部が設置されていないときは、民生部）とし、義援物資は指定した集積所とする。

(イ) 受入れた義援物資は、分類し、検収し、保管する。検収にあたっては、特に食品の安全性を確認し、保管にも必要に応じて温度管理等を実施する。

###### イ 市及び県が実施する対策

(ア) 県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、相互に連携を図り、募集方法、送り先、募集期間等を定めて義援金・物資を募集する。

(イ) 市及び県は、関係機関等の協力を得て、被災地が受入れを希望する義援物

資を把握するとともに、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を周知する。

(ウ) 市及び県、関係機関等は、住民、企業等義援物資を提供する場合には、被災地において仕分けを容易にするため、梱包に際して品名を明示する等の配慮をするよう周知する。

(エ) 県は、義援物資の保管にあたり、長野県倉庫協会との協定に基づき、保管場所の確保、入出庫管理等を要請する。

ウ 市社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部大町市地区等関係機関・団体が実施する対策

市が義援金・物資の募集を呼びかける場合は、市と連携して、それぞれ受入れ窓口を設置する。

エ 市民、企業等が実施する対策

(ア) 義援物資を提供する場合は、被災地が受入れを希望する物資を提供するよう配慮する。

(イ) 義援物資を梱包、封入する場合には、被災地において仕分けが容易となるよう、箱等に物品名を明示する等配慮に努める。

## 2 義援金・物資の引継ぎ及び配分

### (1) 基本方針

県等に寄託された義援金は配分委員会に確実に引き継ぐとともに、配分委員会において協議のうえ、迅速かつ公正に配分する。義援物資は、被災者の需給状況を勘案し、迅速かつ公正に配分する。

なお、義援金・物資は被災者に配分するまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

### (2) 実施計画

ア 市が実施する対策

市に配分された義援金・物資は、被災状況等を考慮のうえ、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、被災者に適正に配分する。

なお、義援金・物資は被災者に配分するまでの間、一時保管場所を確保し、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

また、他地域で発生した災害に対して市等が受付けた義援金・物資は、被災市町村の状況を勘案し、迅速かつ効果的に送付、配分する。

イ 県が実施する対策

県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関に寄託された義援金は配分委員会に、義援物資は被災市町村に速やかに引継ぐ。

配分委員会は、被災状況等を考慮のうえ、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、被災市町村を通じて適正に配分する。

なお、義援金・物資は被災者に配分するまでの間、一時保管場所を確保し、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

## 3 被災者への義援金・物資の配分

### (1) 基本方針

義援金・物資の配分は、被災の状況等を総合的に勘案し、必要性、緊急性、公平性を考慮し、自治会を通じて配分する。

(2) 実施計画

- ア 市災害対策本部で数量調整した義援物資を対象自治会へ搬送する。
- イ 高齢者や障がい者等に対しては、避難所へまとめて搬送するか、又は自治会役員、ボランティア等が直接届ける。
- ウ 義援金は、自治会を通じて直接被災者に届ける。

## 第39節 災害救助法の適用

(危機管理課、福祉課)

### 第1 基本方針

市単位の被害が一定の基準以上かつ応急的な復旧が必要な場合（被災のおそれがある場合を含む。）、災害救助法が適用され、法に基づき被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

災害救助法による救助は、県が実施する。ただし、市長は知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

### 第2 主な活動

- 1 被害情報の把握を迅速に行い、必要に応じ災害救助法を適用し、救助活動を行う。
- 2 市、県はそれぞれの役割分担により、迅速な救助を実施する。

### 第3 活動の内容

#### 1 災害救助法の適用

##### (1) 基本方針

災害の事態に応じた救助を行うため、迅速に被害情報の収集把握を行い、必要に応じ災害救助法が適用されるよう措置を講ずる。

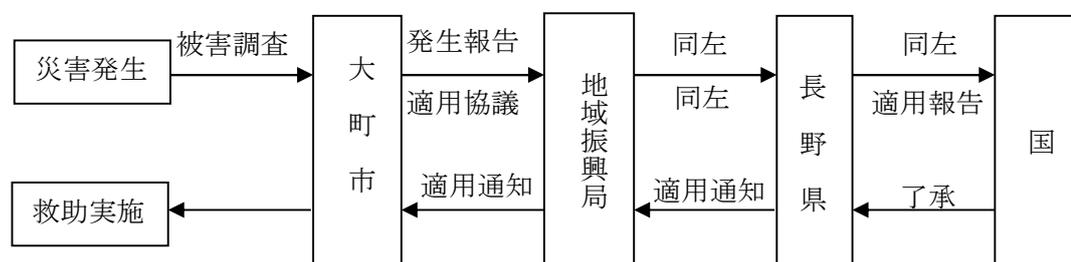
##### (2) 活動の内容

ア 市長は、災害による被害情報を迅速に収集把握し、直ちに所管する地域振興局長へ報告するとともに、災害救助法の適用について検討を行う。

イ 市長は、災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の要請を行う。

なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

#### 【法適用の流れ】



#### 2 救助の実施

##### (1) 基本方針

市・県は、関係機関と協力のうえ、速やかに救助を実施する。

##### (2) 実施計画

ア 市長は知事から救助について事務を委任された場合は、職権に基づき救助を行う。委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しな

ければならない。

イ 災害救助法による救助実施の種類、程度、方法、期間、費用等は、県の定める基準（一般基準）による。ただし、一般基準では万全を期することが困難な場合は、特別基準の設定を県知事に要請する。

## 第40節 観光地

(危機管理課、観光課)

### 第1 基本方針

観光地へ通ずる道路が、豪雨、豪雪、地震等の災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、市、国、県、関係機関が連携し対応する。

### 第2 主な活動

- 1 観光地で災害が発生した際には市、県、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、観光客の安全を確保する。
- 2 外国人旅行者のために、避難所や災害の情報を提供する。

### 第3 活動の内容

#### 1 観光地での観光客の安全確保

- (1) 観光地での災害時の市、県、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備し、被災状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。
- (2) 観光地での災害時には、市消防計画における救助、救急計画に基づき、大町警察署、医療機関等と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握する。
- (3) 消防機関は、観光客の救助活動にあたり、大町警察署と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。
- (4) 市民、自主防災組織及び観光事業者は相互に連携し、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班に協力する。

特に、道路・鉄道交通網の寸断が予想されることから、消防機関の現場到着前における初期段階での救助・救急活動は、人命救助のうえからも重要となるので積極的に実施する。

#### 2 外国人旅行者の安全確保

- (1) 事前に登録されている通訳ボランティア等を避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。
- (2) 観光案内窓口で外国人旅行者の避難誘導、非常用電源の供給を行う。
- (3) 駅、ホテル等の多くの観光客が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難所や避難経路の標識の簡明化、多言語化等により外国人旅行者に配慮した情報提供や避難誘導を行う。